

第14回

環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成19年9月18日(火)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後3時05分開会

事務局（植田） それでは、お時間になりましたので、そろそろ始めさせていただきたいと思います。それでは、早速本日の議事につきまして、ここから先、委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

原科委員長 では、この委員会もそろそろ終盤に入ってまいりまして、第 部、第 部に関しましては、一旦今日の段階で一区切りつけたいと思います。

早速でございますが、ガイドライン第 部、これはもう案を検討してまいりましたが、中身及び文言等についてご意見をいただきたいと思います。中身は、ちょっともう一回、これはお手元を見て確認していただきたいと思います。

それでは、この中身を確認していただく前に、実は今日は特別のものがございまして、特別番組ですね。ジェットロがテレビ番組で、「世界は今」というテレビ番組、これはどこで放送されているんですか。

山田総務部長 東京MXと日経CMBCの2つで放映しています。

原科委員長 ジェットロのCSR活動、進出日系企業のCSR活動、そういうようなことで、ちょうど番組が放送されたそうですので、今、今日議論することにまさにぴったりの具体例ですので、これをちょっと上映していただきます。

タイトルは、「アフリカとともに～進出日系企業のCSR活動」ということで、9月8日に放送されたそうです。それでは、ちょっとこちらを上映いたします。

（ビデオ上映）

原科委員長 今ごろんになったようなことで、こういった活動が行われております。

それでは、議論に入りますその前に、やはり資料の中身をちょっと改めて確認したいと思いますので、これについて事務局からご説明いただきたいと思います。第 部、第 部ですね。まず第 部からご説明ください。

事務局（藤崎） 私の方から、ガイドライン案の第 部につきましてご説明をしたいと思います。

これにつきましては、日付が7月30日になっておりますが、実はその一週間前の7月24日に第10回の委員会を開いておりまして、その場で事務局案を一通りご説明をし議論をさせていただき、かつ原科先生からは、私どもの原案に関しまして、かなりコンパクトにする形でご修正をいただきました。その委員会での議論を踏まえまして、若干の文言の修正はしておりますけれども、基本的にこの委員会の議論を踏まえ修正したものになっております。

経緯について付け加えますと、3ページ目の「6.用語の定義」でございますけれども、ここにつきましては、例えば「環境社会配慮」という言葉に関する定義、それから、「スクリーニング」や「スコーピング」に関する言葉の定義、そういったものも書き込んでみてはどうかというご意見もいただきました。それから、例えば「案件形成調査」と「フィージビリティ調査」の定義のところは、これは原案では順序が逆であったように覚えております。それを、皆様のご意見も踏まえ、理解のし易さを考えて組みかえております。

まず「1.基本理念」のところでありまして、ここは、このガイドラインをつくる背景につきましてご議論をさせていただき、最後のパラグラフですけれども、「このような背景から、我が国の貿易の振興と経済協力の促進を通じて、持続可能な社会づくりへ貢献することが公的機関としてのジェトロの責務だ」という基本理念をここに明確にする。そのためには、環境と社会に配慮した業務運営を確実にするべく具体的な責務とその手続きを定めることが必要である」ということで、これは、原科先生におつくりいただいた文章をほぼそのまま使わせていただいております。

それから、「2.本ガイドラインの目的」でありまして、読み上げますと、「このガイドラインは、ジェトロがその業務を通じ持続可能な社会づくりへ貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向説性を示すことを目的とする。とりわけ貿易投資促進事業及び案件形成調査事業において、このことは重要であり、これらの事業については個別に具体的なガイドラインを取りまとめるものとする。」としてございます。

次に、「3.環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」及び「4.社会環境と人権への配慮」でございます。ここでは、委員会での議論を踏まえ、例えば「範囲(スコープ)」と入れたりしておりますけれども、基本的に3.と4.のところはJICA、JBICのガイドラインからほぼそのまま持ってきておまして、若干字句の違いがあるかもしれませんが、基本的に同じものでございます。

ということで、ここは、一部の委員の方から若干、ここまで書き込むのかというご指摘をいただいたように思いますけれども、これまでの各機関におけるガイドライン策定の流れを考え、事務局としてはこのままでいいのではないかとということで、ほぼ前回と同じものを提示させていただきます。

続いて「5.ガイドラインの遵守と情報公開」でございますけれども、ここは基本的に前回ご説明したとおりでございます。「対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識

者による「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会（以下諮問委員会）」を設置する」ということで、ここでは、例えば「諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する」といった原科先生からのご指摘等を受けて修正したものを今回提示しております。

最後に「6．用語の定義」でございますけれども、新たに付け加わりましたものは、「環境社会配慮」とは」ということで、これは、JICAのガイドラインから持ってきたものです。

「貿易・投資促進事業」につきましては、「ジェトロの基幹事業である、対日投資の促進、輸出促進や進出日系企業のビジネス環境改善等を通じた中小企業等の支援、開発途上国との貿易取引拡大、及びそれらを効果的に実施するための海外ビジネス、政治・経済情報等の収集、調査・研究、収集・蓄積した情報の発信・提供、日々の貿易投資相談、等の業務のことをいう」ということで、第 部で使われていた文言等を持ってまいりまして、若干整理をしております。

「案件形成調査」につきましては、これは前回と同様です。

「フィージビリティ調査」につきましては、これは国際協力用語集というものがございまして、こちらから基本的に引用させていただきました。

「ステークホルダー」は前回と同じでございます。

付け加えましたのは と、「スクリーニング」と「スコーピング」です。

「スクリーニング」とは、ジェトロ案件形成調査の個々の提案事業について、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする」ということで、これは、前回での議論を踏まえて、書かせていただいております。

「スコーピング」ですけれども、これも案件形成調査に関する第 部の議論を踏まえたものです。「スコーピング」は、ジェトロ案件形成調査の次の段階のフィージビリティ調査で行われるものと想定している。ジェトロ案件形成調査では、当該案件が事業化される際に環境実地配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目について、幅広い洗い出しを行う」ということで、「幅広い洗い出し」という委員会で使われている言葉を用いましてまとめさせていただいております。

以上が「第 部 基本的事項」につきましての案のご説明でございます。

引き続きまして、第 部につきましては、前回、満田委員がつくられた統合案と、私どもの方から提出しました8月30日付の事務局案、この2つにつきまして議論をさせていただきまして、私どもの案に大して皆様からかなりのご意見、ご指摘をいただきました。そしてそれらのご意見、ご指摘を踏まえまして、今回修正したものを出すということでしたので、準備をさせていただきます。

これにつきましては、大きな紙で比較表をつくってございますので、それをこちらで読み上げるといことはいたしませんけれども、照らし合わせてご検討いただきたいと思います。

一言で申し上げますと、大幅な修正をいたしました。まず、委員会での議論で一つの争点となりましたのが、CSRというのは企業さんにとってもプラスになることなんじゃないですかというご意見です。私どもジェットロの内部で非常に議論になったのは、CSRがそのまま例えば企業の競争力の確保につながるかという点です。、内部での議論がどう落ち着いたかといいますと、両者の間にはワンクッションあるんだらうということでした。一種の企業のレピュテーション、つまり評判なり、あるいは企業、組織としての社会的な価値なり、そういったものが例えばCSR活動を通じて向上する。それがひいては長期的に見て企業の競争力の確保につながるんだらうと考えられるからです。

そういうロジックで、「1. 基本的な考え方」の(1)でございますけれども、「環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上」というタイトルで議論をさせていただいております。

まずは、民間企業の場合、例えばCSR活動に取り組むのはどうしてなのか、そういう背景につきまして議論させていただいております。次にジェットロの場合には、公的部門に基本的に属するわけでございますので、そういった立場、それから、そうはいつでも、日常的に民間企業との接触を持って仕事をしているわけですから、そのジェットロが何をすべきなのか。

一つには、事業主体としてのジェットロが問題を起こさない、あるいはそれ以上にプラスのことができるように配慮をする。そういった事業主体としてのジェットロのやるべきことがあるんだらう。

それから、もう一つは、先ほど申し上げましたとおり、日常接触している多くの民間企業の方たちがいるわけですから、そういった人たちとの接触を通じてできること、民間企業による環境社会配慮やCSR活動を支援する、そういうことも一方ではジェットロとしてやらなきゃいけないことなんだらうという整理をさせていただきました。

以上が「1. 基本的な考え方」の(1)についてでございます。

「(2) 情報公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーション」、ここでは、言葉として「対話」あるいは「コミュニケーション」どちらの言葉がいいのかということが争点でした。原典あるいは原出所は両方とも同じで、CSRに関する経済産業省の中間報告なんですけれども、これを丹念に見てみますと、両方どちらの言葉も使われているんですね。それで、「コミュニケーション」については、情報を伝達する、伝えるという意味が強いのでしょうか。それに対して、「対話」となりますと、これはかなりアクティブに、例えばこういう場で議論をするという意味合いも含みますので、恐らく両方必要なんじゃないかということで、ここはタイトルと、それから本文自体を整理させていただいております。

以上が「1. 基本的な考え方について」のご説明です。

次に、先ほど、2点ジェットロとしてやれることがあるんだろうということを申し上げました。その第1の点を2. のところで説明しております。

ここでは、今回は、ジェットロ事業に関しまして、それが多岐にわたる事業なんだよというように長々と、ワン・パラグラフ書いていたわけです。今回は、第 部で既に貿易・投資促進事業とは何かということをご説明させていただきます。したがって、その部分は削りました。それで、すぐに事業主体としてのジェットロが何をすべきなのかを議論することにしました。

「ジェットロはこのような貿易・投資促進事業遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令（慣習法や慣習的権利を含む）や国際規範（各種の国際的や協定や条約）、さらには持続可能な社会に向け世界で取り組まれている各種の実践事例（グッドプラクティス）等を踏まえながら、その業務を企画、実施していく」。具体的には、これは何度もご説明している別表を用いて、ジェットロ事業を4つに分けて、「それぞれの業務が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また、世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り組んでいく」ということで、これが、事業主体としてのジェットロがやるべきことだという整理をいたしました。

3番目に、今度は日常接触する民間企業の方々への働きかけ、そして何ができるかという部分でございますけれども、これにつきましては、「3. 企業の環境社会配慮、CSR活動へのジェットロの支援」という形でまとめております。

「(1) 環境社会配慮に関する情報の提供と助言」でありますけれども、例えば、私ども本部、それから各地域に展開しておりますセンターでは日常的に民間の企業さんと接触しておりますが、例えば各国の法令とか国際規範とか、各種の実践事例等、こういったものについては、各センターで資料あるいは情報として持っておたりするものですから、そういった資料、

情報というものを積極的に収集・蓄積し、これを途上国に進出する日系企業、それから現地の企業、民間団体、公的機関へ提供することを通じて、企業の、ないしは機関のCSR活動、環境社会配慮を支援する。情報収集と提供、それを通じてできることがジェット口にはあるだろうということでございます。

これに加えて、助言ということもできるのではないかと考えます。例えば進出日系企業等から相談を受けて、税制、最低賃金等、進出先における経営面での制度情報の提供、これは通常行っているわけでございますけれども、ここに書いておりますとおり、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行っていったらどうであろうということで、この点をまとめております。

次に、「(2) サプライチェーンへの配慮」でございます。

例えば、私ども、何度もこれは繰り返してご説明いたしておりますけれども、貿易や投資を通じて地域の開発、成長を支援するという、そういう事業をやっているわけでございます。この場合、マーケティングへの支援というのは熱心にやってきたわけでございますけれども、そのときに、これまでにおいてはちょっと欠落してしまう、気がつかなかった部分、これがある意味で皆さんとご議論をする中で、私どもとして気づかされた点であろう、一つの大きなポイントであろうと思います。例えばその製品の原料や部材の調達段階で生じ得る問題、環境社会上的問題、これにも注意を向ける必要があるわけですね。

また、サプライチェーンマネジメントについて言いますと、現地調達先に関して、私どもは情報を得ることができます。そういった情報、適切な情報というものを提供することで、日系企業の環境社会配慮を支援するということも可能であろうと考えております。

さて、今度は、「(3) 実践事例の普及・啓蒙」としてございます。

実践事例、「実践事例(グッドプラクティス)」と2. で書いておりますものの普及・啓蒙です。CSR活動自体は非常に幅広いものですが、企業がこれに取り組む際、私ども、通常やっている日常的な企業との接触を通じて、とりわけ開発途上国における実践事例の普及・啓蒙に取り組んでいくということです。ここで新しい資料として別紙2を見ていただきたいと思います。これはこの3の(1)のところに既に「実践事例」という言葉が出ておりますので、そこに注を振ってございまして、別紙2、「環境社会配慮・CSRにかかわる実践事例」というものを今回新たに付けさせていただきました。

別紙2では7点具体的な実践事例を取り上げ、説明を付しました。といいますのは、例えばジェット口職員にとりましてはこれまで知らなかったような事例もございまして、具体的に説

明をつけた方がいいだろうということでこんな形にまとめさせていただいております。ここでは、4、5、6のところでは満田委員からご示唆をいただきました。最近の自然資源ないしは農業活動をめぐる、ある意味で非常に新しい動きでございますけれども、これプラス、例えば化学業界、それから、電気・電子業界等では、例えばR o H S 指令等を受けた形で、ないしはそれ以前からの自主的な活動というものが行われております。

それが別紙2の1、2、3で取り上げたものです。第1が「化学産業界が取り組むレスポンシブル・ケア」、これは85年からカナダを先頭にして始まっておりまして、アジェンダ21でも奨励されたと言われております。日本でも95年から日本レスポンシブル・ケア協会というのができまして普及活動を行っております。これも化学産業の自主管理活動なわけですが、これも一つ、企業の取り組みとしては先行的な事例であろうかと思っております。

それから、これは2000年代になってからでございますけれども、「2．電子機器業界行動規範」これはE I C C と言っておりますけれども、これが大手の電子機器企業、今では日本のソニーや中国のl e n o v o もこれを採用しておりますけれども、こういった企業の個別のいいまいしょうか、自主的な取り組みがございます。これも一つ参考になるであろうと思っております。

それから、最近では、R o H S 指令もありまして、グリーン調達に非常に関心が集まっておりますけれども、その際、調査のやり方に関しまして、これは各企業が、各メーカーが個別にやってしまうと非常に混乱が起きるとというのがこの間観察されたことございまして、それを受けて、既にグリーン調達調査に関しまして、日・米・欧の企業が集まりまして国際標準ができておりまして、さらに、製品含有化学物質管理のガイドライン、これも日本では策定されております。これも一つ企業の自主的な取り組みとしては参考になるかと思ひ、ここに説明文と一緒に掲げてございます。

原科委員長 あとは簡単をお願いします。

事務局（藤崎） はい。

自然資源、そして農業に関しましては、これも私、今回作業をさせていただきまして初めて知ったことも多いんでございますけれども、例えば、農業に関しましては、E U R E P G A P というものが97年にスタートをしておりまして、実は、このE U R E P G A P が国際標準になりつつありまして、その結果この9月にGLOBALGAPに名称変更しております。農業のプロセスを管理をして、食品の安全性に関し問題が生じないようにするための活動です。これも自主的な取り組みとして行われております。

特に小売業者、スーパーマーケット等の自主的な取り組みとして行われているもので、これ

は第三者認証を行う形になっておると思いますが、日本の場合、ことしの8月、日本のNPO法人日本GAP協会がJGAPというのを作りまして、これがEUREGAP、GLOBALGAPとの同等性認証を獲得しております。

また木材製品につきましては、FSCの認証というものが代表的でございますけれども、森林認証制度というものが93年以降つくられておりまして、日本でも森林そのものの管理の認証、それから、生産・加工・流通過程の管理の認証、この2つに関しまして、日本でも認定を受けているところがございます、例えば、生産・加工・流通過程の管理の認証に関しましては、最近ではエプソングループが紙に関しまして認証を取得しております。

さらに、これも非常に新しい動きでございますけれども、海洋管理協議会、これはイギリスに本部がある団体でございますけれども、ここが持続可能な漁業に向けての認証活動を始めておりまして、例えば日本では、イオンや西友の店舗でこの認証を受けた海のエコラベルをつけた製品が既に売られております。

最後に、7番目として、発展途上国における環境管理体制の整備への支援でございますけれども、ここでは、企業さんではなくて日本政府ということで、ちょっと手前味噌のところ、実はこれ自体、ジェットロも相当程度かかわってやってきた仕事なものですから、手前味噌なところがあって気が引けるんですけれども、例えばエンド・オブ・パイプ的な排出源対策、そしてクリーナー・プロダクションの推進、それから、省エネルギーやリサイクルの促進、こういったこともやってきておりますし、また、公害防止管理者制度のような制度の移転、このようなことに日本政府として取り組んでおります。

また、先ほど申し上げたレスポンシブル・ケアの普及、そして、グリーン調達管理推進への協力、こういった仕事も最近では政府の技術協力の一環として行っております。

ここではまた、エンド・オブ・パイプ的な排出源対策の例でございますけれども、インドネシアのゴム産業に関しまして、既に35工場が活性汚泥、アクティブスラッジメソッドというんですけれども、ゴムの場合は有機汚水なものですから、活性汚泥法が効果をもちます。それを導入してもらうために支援を行ってきたという例をここには書かせていただいております、これ自体は、満田委員の所属しておられる地球・人間環境フォーラムの月刊誌に私どもの職員、橋本が寄稿いたしておりますので、そこから引用させていただきました。

以上、別紙2についてのご説明をいたしました。

これで私どもから説明できるものはすべてでございます。

原科委員長 どうもありがとうございました。

少し時間が厳しくなりましたが、ご意見をいただきたいと思います。

部、部通してと思いますが、まず部で何かございますでしょうか。部はおおむねこんなことでよろしいかと思います。もし文言等で気になるところがありましたら、そういったものもご指摘ください。

どうぞ、宮崎委員。

宮崎委員 部の2ページ目の3、「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」ここには非常にたくさんの方が挙げられていて、これはこれでいいと思うんですが、文言の上で、2行目の「生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境」、これが一つのスコープの対象だと思うのですが。「生態系及び生物相等を通じた」というのと「人間の健康と安全及び自然環境」、この部分が何かぴんと来ないかなという感じが、読んでいてしたのですが、むしろこれの言いたいことは、対象とするスコープとすることが人間の健康と安全であるということと、生体系及び生物相等も含んだ例えば自然環境とか、そういう意味なのかなと、ちょっといろいろ考えたのですが、ここの意味がよくわからないのではないかなと思います

もう一つついでによろしいでしょうか。

第部の方、別添3ですけれども、これは2ページの3の(3)、「実践事例の普及・経済網」ということで、例えば「さらにメセナ活動やフィランソロフィー等」とこう書いてあるんですけれども、これ、ジェットロの方が読まれたときに、メセナ活動とかフィランソロフィーといった、ちょっとなじみのない方もいらっしゃると思うので、できればここに注でいいと思うんですけれども、つけられたらいかかなというふうに思います。以上です。

原科委員長 最初、部の方でまいりましょう。

今の「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」、これ、第部の資料、別添の2ページ目のところですね。上から4行目、「3.環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」というのを1行目と数えて4行目ですね。あるいは3行目と4行目ですか。「生態系及び生物相等を通じた」という表現は、大気、水云々がすべて人間の健康と安全に影響するということをお願いいんでしょう。そうすると、こういう表現だとちょっとわかりにくいかなと。

どうぞ、田中委員。

田中委員 今のご意見なんですけれども、私たちの持っておりますJICAの改定されたガイドラインの2の3の環境社会配慮の項目のまさに1番目にこれがそのまま入っております。恐らく事務局の皆さんとしては、それをお使いになっていただいたのかなと思うんですけれど

も、これについては、私どもの改定委員会でも19回にわたって議論した中でこの文章になってきた経緯がございますので、内容をお変えになるということであれば、それはジェットロの方々がお変えになるということで、それは構わないのですけれども、一応JICAの私どものガイドラインはこのまま入っているということだけ申し上げたいと思います。

以上です。

山田総務部長 メセナとフィランソロフィーですけれども、これは私ども、90年代に10年間ぐらいフィランソロフィー事業というのを行っていた経緯もあり、大体職員は理解すると思いますので、このままでよろしいのではないかと思います。

原科委員長 それでは、今の「通じた」が全部「人間の健康と安全」にかかるんだとわかるように、「人間の健康と安全」の後に点ぐらい入れましょうか。「通じた、人間の健康と安全、」とすればいいかな。そうすると、「及び」の前をあけておけば。そうすると、「人間の健康と安全」に全部かかるということがわかりやすいですね。

宮崎委員 大気、水とすべてのところが、そういうところまで通じて人間の健康及び安全ということですよ。

原科委員長 そこに点を入れまして。そうするとわかりやすい。

宮崎委員 そうするとわかりやすいと思います。

原科委員長 趣旨は変えたくないの、表現としてそうしましょう。

よろしいでしょうか。

ほかに、そういうことで、部で書いていることの中身に関しては、基本的にどうでしょう。随分議論してきましたので、おおむねよろしいかなという感じがいたしましたけれども、表現ぶりで気になることがあったら。

どうぞ。

岡崎委員 「基本理念」のところでございますが、ジェットロとしての時代認識とか歴史認識がここに書かれているんだと思うんですね。これは、ワーキンググループの議論を経たものでもございませぬし、まさにジェットロが基本理念として掲げていらっしゃる事なので、我々から余りとかやく言う必要もないのかなと思うんですが、これを拝見いたしますと、ジェットロができて50年、その50年の歴史の中で最も大きな契機はリオデジャネイロの地球サミットだというふうに書いてあるんですね。それは本当に世の中一般の認識としてそうなのかなと思うんですね。私自身は考えてしまいます。ただ、それはもうそういうことなんだということであれば、ジェットロのご判断にお任せするしかないんだと思います。

それから、並びとして、この文章を読むと、最初に環境の問題に力点が置かれていて、2番目の方にCSRの話が出てくるんですが、ガイドラインの構成はむしろ逆になっていて、第一部が「貿易・投資促進事業における環境社会配慮」、ここでCSRの話が出てきて、第二部で環境社会配慮のためのガイドライン的なものが書かれているので、スムーズに読めた方がいいのかなという気がしますので、もし、なかなかこれは、こういう大上段に書くものを、じゃあ、お前書けと言われるとうまく書ける自信はもちろんないんですけども、並びとすると、むしろ第二部の方にCSRの話なんかが出てきて、第一部の方で環境ガイドラインの話なんかが出てくるので、この基本理念の書き方は順番は後ろの構成と比べてどうなのかなという気がします。

JICAのガイドラインをちょっと私、今、この部分がどこまで時代認識を書いていたか記憶がないんですけども、JBICのガイドラインは一切そういうことを書いていないんですよ。本当に環境社会配慮確認の手続きのための文書ということで、こういう認識は一切書かずに書いてあります。別にどちらがいいということではないんですけども、読んだ印象として申し上げます。

原科委員長 今の点、どうですか。地球サミットが大きな契機になったという認識をしておられるというぐあいに思ったんですけども、その辺はどうですか。最初はもっと長かったですよね。

事務局（藤崎） はい。ちょっとご説明しておいた方がよろしいと思うんですけども、これ、もともとはかなり長いもので、それこそ貿易投資絡みの世界経済の動きから環境問題を巡る動向まで、私どもの方から出したものでは書き連ねておりました。そこを原科先生が、要するに環境に焦点を合わせ短くしたということでございまして、結果として、リオサミットの話がここにいきなり出てきているということなものですから、もし不自然と受け取られるとしましたら、若干言葉を加えてみたいとは思いますが、基本的には余り長くしないでということでございますので、この場ですぐどんな文言がというのは難しいかと思えます。

それから、CSRの部分とODA絡みの部分、これは実は事実経過として、ODAの方のガイドラインにつきましては85年にもうOECDがアクションを起こしておりまして、CSR等に関しましては、ある意味で時間的にはその後の基本的には動きだと思えますので、世の中の流れの順序でここでは文章をつくった記憶がございます。確かにおっしゃるとおり、ガイドラインの構成としては、CSR部分が先に来て、それからこういう形になっているんですけども、逆にそれに合わせてODAの話とCSRの話を逆転させると、時間的な流れとしては何

となく不自然な形になるように思います。

田中委員 この基本理念というのは、非常に私たちの持っている JICA のガイドラインでも大事なものという認識で当時つくられた経緯がございます。その中で、私どものガイドラインは、英語を初めほかのフランス語とか、スペイン語とか、中国語とか、アラビア語とかにも訳されて公開されているのですけれども、このガイドラインをどうなさるかは別として、恐らく、案件形成事業等で相手国の政府と実際に民間でプロポーザルを出された企業の方が議論するとき、日本語じゃ相手に通じないので英語ぐらいには最低翻訳されるのかなと思ったのです。その視点でこの文章がどうかなというのだけ申し上げたいと思います。

それは、1 ページの 8 行目でしょうか、「基本理念」のところの 8 行目に、「京都議定書が採択され、2005 年に発効した」、ここは事実でよろしいと思うのですけれども、「これにより日本は、」以下から、アメリカやインドなどにもそういった参加を呼びかける努力も求められているというこの部分が、英語に直したときに果たしていいのかなというのがちょっと気になったものですから、特にここがなくてもよければ、この 3 行だけはなくしてもいいのかなという感じがいたした次第です。これは英語に直したときのことを考えて申し上げたのですけれども。

以上です。

原科委員長 今私も見ていまして、「1990 年比 6 % 削減を求められており」の後は簡単にそこで終わっちゃった方がいいのかもしれないね。

田中委員 あるいは「2005 年に発効した」までは事実として、その後、また「ODA」とつないでもよろしいのかなと思ったのですけれども、どうですか。いいか、わかりませんけれども。

原科委員長 元のを生かしたんですけれども、これは後で、そういたします。最後に残しましょう。それはそれでいいですね。

それから、その次のパラグラフで「ODA (政府開発援助) に関しては、大規模なインフラ事業の環境、社会面」、「環境面、社会面」と「面」と入れた方がいいですね、ここは。「環境」の後に「面」を入れましょう。

それから、その次の 3 行ほど下の「国際協力銀行 (JBIC)、国際協力機構 (JICA) が環境・社会」となっていますけれども、これは「・」を使っていないので、「環境社会配慮ガイドライン」という表現ですから、これは「・」をとっちゃうということにしましょう。

それから、ほかの部分の表現として、「経済団体連合会」とあります。「日本」とつくのが

正式名ですね。正式名の「日本経済団体連合会」にしましょう。

それから、「1985年にはOECDでガイドラインが作成され」と、ちょっと戻りますが、ODAに関してのパラグラフのところですけれども、「OECDでガイドラインが」と急に、何か上を受けると、「そのために」とか、何かそういうのを入れた方がいいですか。いかがでしょうか。「また、ODA(政府開発援助)に関しては、大規模な環境面、社会面での負の影響にも関心が向けられるようになった。1985年には、OECD(政府開発援助)で」、あるいは「環境社会配慮ガイドライン」でもいいですけれども、何のガイドラインかわかった方がいいかなと思ったんですけれども。

どうぞ。

田中委員 今の1985年のOECDのガイドラインというところが、私どもJICAでは、1985年にOECDが、「開発援助プロジェクト及びプログラムにかかわる環境アセスメントに関する理事会勧告を採択して以来」という言葉になっておりますので、正確に書くのであれば、「理事会勧告」という言葉にした方がよろしいかと思えます。

原科委員長 コンパクトに表現すると、「環境アセスメントに関する理事会勧告」ぐらいですか。

田中委員 そうですね。

原科委員長 そうしましょう。「環境アセスメントに関する理事会勧告」、そういたしましょうか。

事務局(藤崎) 私は、理事会勧告があって、その後の作業を経てガイドライン自体はつくられたような記憶がありまして書いておるものですから、ちょっともう一回事実関係を確認させていただきます。

原科委員長 そうですね。その辺は確認した上で直すこととしましょう。

あといかかでしょうか。今のご説明で、時間的な流れということがあるので、背景の説明は今のところで、そういうことでよろしいですか。岡崎委員、どうでしょう。

岡崎委員 結構です。

原科委員長 それでよろしいですね。

では、松本委員、どうぞ。

松本委員 議論のときにも申し上げたと思うんですが、第 部の5、「ガイドラインの遵守と情報公開」、よくよく考えたときに、このジェトロのガイドラインの性格上、こういうプロセスで遵守を高めるといのはふさわしいかなというふうには思う一方、やはり今後JICA

とかJ B I Cとか、現行ガイドラインの改訂時期を迎えている公的機関があって、そちらは異議申し立てをつくっているものですから、その後に出てきたガイドラインが少しトーンを落とすことが与える影響に若干不安はあります。この委員会で、ジェットロの調査の性格が少し違うということでこういうやり方が適切なんじゃないかということであれば、この方法でもいいかなと思います。

ただ、表現上は、「情報公開」という書き方はいかがかなと。これは余り、一般的に言われている情報公開の話ではなくて、むしろ最初に書いてある「透明性の確保」あるいは「アカウントビリティの確保」というような内容かと思いますので、ここは「ガイドラインの遵守とアカウントビリティの確保」とか、あるいは「透明性の確保」とか、そういうようなタイトルの方がいいんじゃないかと思います。

原科委員長 そうすると、「ガイドラインの遵守」と、どっちがいいですかね、「透明性の確保」、どちらがいいですか、「アカウントビリティの確保」。

松本委員 読んだ人はわかりにくいかもしれませんが、「アカウントビリティ」、つまり遵守に対してクレームがあったときにどういうふうに応答するのかということですので、私は「アカウントビリティ」の方が適切かなというふうに思います。

事務局(藤崎) 例えば、それは日本語で「説明責任」でよろしいんですか。

松本委員 定訳ですので、しょうがないといえばしょうがないですね。

原科委員長 そうすると、もう一回もとへ戻って、「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」というような表現でよろしいですか。確かに、私もそういう異議申し立て制度を入れなかったのは、何かそういう説明がどこかであった方がいいという感じがしますから、「説明責任の確保」という表現で。文章中、そういうようなことがうまく表現できるといいですね。この議論の中で、J I C A、J B I Cとはちょっと状況が違うので、異議申し立てまでは入れなくていいということになりました。そのことの経緯がわかるような表現が入るといいと思いますね。「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」というタイトルに直します。

それから、あとはいいですか。ただ、そのかわり、審査諮問委員会というのかな、諮問機関、諮問委員会をしっかりとつくるということはここに書いておきます。その会議の持ち方、その辺はここで定義しなくてもいいのかな。この辺でいいですか。あとでまた全体、もう一回フィードバックさせて、一応今日の段階でここまでやっておきましょう。

それからあと、文言で気になりましたのが若干ございまして、申し上げますが、先ほどこのページのところです、今の2ページですね。上の3が「環境社会配慮の項目と環境社会影響の

範囲」ということで、先ほど、宮崎委員のご指摘に従いまして、「生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全、」、**「、」**を入れまして、「及び」ということで、「人間の健康と安全」にこれが全体がかかるというのをわかるようにするというごさいました。

それから、括弧の中、これ、「含む。」と**「。」**がついていますけれども、これは**「。」**要るのかな。**「。」**、この中には要らないような感じがします。普通、要らないですね、これ。これはとっちゃいましょう。

それから、その次の下の行で、同じパラグラフですけれども、その次の「土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等」、これ、「等」の後に**「の」**と入れた方がいいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。これはJICAでは入っていないのかな。「等社会組織」、「等の社会組織」の方がわかりやすいように思ったんですが、いいですか、「の」が入っても。そんなことごさいます。

それから、あと、4番目のところですね。4番目の「社会環境と人権への配慮」とごさいますけれども、1行目、2行目のところ。「当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の実情に影響を受ける」、「実情に」なのか、「実情の」なのか、どうでしょうか。**「に」**でいいのかな。「実情から」とか、「の」、いいですか、ちょっと気になっただけです。特に皆さん違和感なければこれでいいです。よろしいですか。特にご発言ないようですから、では、これはこのままにいたします。

私が気になりましたのはその辺でごさいます。

あと、「用語の定義」にまいりたいと思いますが、用語の定義で、私は **「がえらい気になりました**。申し上げますが、「**「スコーピング」**は、ジェットロ案件形成調査の次の段階のフィージビリティ調査で行われるものと想定している」と、この文言ですが、以前はこういう表現はなかったと思うんですけれども、これはこういう位置づけでよろしいでしょうか。スコーピングは案件形成調査を当然やりますからね、フィージビリティ調査だけだという位置づけではなかったと思うんですが。しかも、次の文章が、案件形成調査でちゃんとスコーピングをやりと書いてあるんです。だから、何でこの文章があるかちょっとよくわからない。

事務局（藤崎） 実は、前回お渡ししたものと若干違っております。要するに、「本格的なスコーピング」というのと「予備的なスコーピング」という言い方をこの委員会の議論ではしていたように思うんです。そして、「予備的なスコーピング」としての幅広い洗い出しをジェットロ案件形成調査ではやるんですよという結論になりましたよね。それで、「幅広い洗い出し」というものと「スコーピング」というものが同じなのかどうかというのが気になるところ

なのです。

原科委員長 スコーピングの一つだと私は思います。これは定義の仕方です。

岡崎委員 ここは、いずれにしても、まず文章として、1から6は全部何々とは何々というという形で定義が書かれていますから、7番だけそうになっていないんですね。ですから、「スコーピングとは何とか」という書き方には直さなきゃいけないと思いますね、中身の話とは別に。

原科委員長 前の、今日はこうなりますという、これは、前のというか、この間、事前に送っていただくんですね。

事務局（藤崎） そうですね。

原科委員長 事前に送っていただいたものは、実は、項目が までありまして、 が省略になって今7つになっていますけれども、今朝の時点で私が見たものでは、今、岡崎委員がおっしゃったように、「本ガイドラインにおけるスコーピングとは」になっていたんです。

「とは」と書いて、ジェットロ案件形成調査の個々の案件に関して、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目について、案件形成調査段階での幅広い洗い出しを行うことをいうということで、だから、案件形成調査段階なんですよ、もともとは。だから、今いただいたのは変わっていたので、ちょっとこれ、前の……

事務局（藤崎） 前にお送りしたもので意味が通るんでしたらいいんですけども。そういうふうにスコーピングを定義した場合、逆にスコーピングというのは違うでしょうという言われ方をしちゃ困るのかなと思ひまして。

原科委員長 だから、「本ガイドラインにおけるスコーピングとは」と、そのために「本ガイドラインにおける」という文章がついているんですね。「本ガイドラインにおけるスコーピングとは」と。

事務局（藤崎） それで異議が出ないのでしたらと思うんですけども……

原科委員長 むしろ、異議が出なくても、ちょっと言い回しで、「環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で」という表現が、「必要だと」とか、「だ」を入れた方がいいかなと、そのぐらいに考えたぐらいで、そんな違和感はなかった、私自身は。でも、皆さんのご意見を伺った方がいいんですけども、いかがでしょうか。前にいただいたのはお手元にございますか。

松本委員 耳で聞いてもすっきり入りました。

事務局（藤崎） その方がいいですよ。逆に私は、今日の朝、実は電車に乗っていて心配になったんですよ。「スコーピング」とああいうふうに定義しちゃったけれども、逆に……

原科委員長 これは非常にわかりやすい。

松本委員 JICAもそうですけれども、特別にこのガイドラインで使っている意味合いを匂わせていますから、そういう意味では、このガイドラインでスコーピングでいったときはこれですよということですから、一般的にアセスの世界でのスコーピングと少し違いがあっても、それは全く問題ないと思うんですよ。

事務局（藤崎） わかりました。だったら、私自身としては前の方にさせていただきたい。

原科委員長 わざわざ「本ガイドラインにおける」と頭には書いていますからね、わかりやすい。「本ガイドラインにおけるスコーピングとは」になっていますからね。

事務局（藤崎） ちょっと電車の中で心配になり過ぎました。

原科委員長 では、いいですね。

に戻して、「必要と」を「必要だと」と、「だ」を入れた方がいいですね。では、そのように直してください。

では、これは修正します。

以上、第 部に対して……どうぞ満田委員。

満田委員 ちょっと細かい点なんですけど、最初のページの一番最後の行に、「これらの事業については個別に具体的なガイドラインを取りまとめるものとする」、これは恐らく第 部、第 部のことを指して書かれていると思うんですけど、またこのガイドラインとは別に何か定めるのかなと読者に思われてしまってはちょっと困るので、「これらの事業については、第 部、第 部に具体的なガイドラインを記載するものとする」というような書きの方がよろしいのではないかと考えております。

それからもう一つは、用語のところの 、スクリーニングなんですけど、ここに、個々の提案事業について、今、「事業特性」と「地域特性」が書かれているんですけど、これに加えて、この前にJ B I C、J I C Aなどにあわせて「セクター及び規模」というような文言も入れられたらどうかと思います。

以上です。

原科委員長 今の形でいいですか。ほかにご意見。

清水産業技術部長 今のご指摘は、意味がちょっとわからなかったのですが・・・。

原科委員長 もう一回、今の確認しましょう。

事務局（藤崎） 要は、事業特性、地域特性のところ、要するに、事業特性や地域特性もそうなんですけれども、一方で……

原科委員長 今のところ、もう一回。

満田委員 スクリーニングのところなんですが。

原科委員長 3ページの、用語の定義の部分です。「スクリーニングとは」と始まっているところです。

満田委員 すみません。その1行目で、ジェットロ案件形成調査の個々の提案事業について、今「事業特性と地域特性に基づき」ということが書かれているんですが、通常、JICA、JBICなんかでスクリーニングを行うときに、まず影響を及ぼしやすいセクターか否か……

原科委員長 セクター別にね。

満田委員 はい。そのセクターの中でも通常大規模だと考えられるか否かというあたりを入れるのが通常なので、それを踏襲するとすれば、「セクターと規模」という文言をこの「事業特性」、「地域特性」の前に持ってきて、つまり「セクター及び規模、事業特性、地域特性に基づき」という4つ列記された方がいいかなと思いました。

以上です。

事務局（藤崎） 「及び規模」というのは、だから事業特性を括弧して……

原科委員長 事業特性がセクターと規模ですね。

事務局（藤崎） 「（セクター及び規模）」とされれば。

原科委員長 「事業特性（セクター及び規模）」。

事務局（藤崎） そうするとより明確にはなりますね。

原科委員長 その方がいいかな。

清水産業技術部長 事業特性の中に、今おっしゃった点が入る話だと思いますので、あえて書く必要はないと思います。どうしても書く必要があるというのであれば別ですが、書かなくても私は十分だと思います。

原科委員長 そう思います。

満田委員 ただ、細かいことをいうようなんですが、例えば、いいです、同じことです。例えば、事業特性の中でセクターと規模にかからなくても、例えば大規模な準備移転を伴うですとか、あるいは砂漠化しやすい地域での事業ですとか、地下水のくみ上げに伴う……

原科委員長 それは地域特性になるでしょう、その場合は。だから、アクションとそれを受ける側ですから、地域特性というのはその影響を受ける側の問題で、事業特性はアクション側

ですよね。それがセクターと規模で大分決まってくるんだと。

満田委員 了解しました。

原科委員長 だから、事業特性の中身を「（セクター及び規模）」としちゃうとそれだけに規制されちゃうようなので、清水部長は書かなくてもいいとおっしゃったと思うんですけども、基本的にはおっしゃるようにセクターと規模だと思いますけれども。そういうことですよ。

清水産業技術部長 事業特性と書けば、いろいろなタイプの事業も当然入りますし、規模も入ります。たくさんの要素が入り得るものであろうと私は考えています。

原科委員長 どうでしょう、括弧で入れた方がいいですか。書かなくて大丈夫。いいですか。

松本委員 普通はセクター、規模、立地という3つでいうことが多いような気がするんですが、こういう言い方だったら2つでいいようには思いますが。

原科委員長 セクター、規模ですね。ただ、事業特性でセクターと規模以外でももうちょっと幅広く考えることもできるんじゃないかというようなね。では、これはこの表現でよろしいですか。そういうことで理解しました。

ほかに。第 部、おおむね……。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 最初のページで、ちょっと、先ほど田中委員の英語訳なんか考えても、この4つ目の頭に「1989年の米ソの冷戦構造の崩壊後」というような言葉が頭出しにあるんですけども、このフレーズが必要かなと。わざわざジェットロの環境ガイドラインで書く必要があるのかなと。なくてもいいのかなという気がいたします。

原科委員長 「1980年代後半末期から」とか、そういう表現ですか。

高梨委員 そうですね。

原科委員長 「1980年代末からグローバル化が進展し」ぐらいかな。

高梨委員 若干気になるのは、先ほどの用語の定義の のところのステークホルダーのところがありましたけれども、最初の3行で若干違和感を感じるのは、「広義にはジェットロ事業に関係を有する」というふうにまとめてあるんですよ。この段階でジェットロ事業に関係するということと、その後でしたら関係者ということとわかるんですけども、ここで言うジェットロ事業というふうに、ジェットロさん、必ずしも事業をするわけではなくて、今回のこれは調査のこと……

原科委員長 提案事業ですかね。

高梨委員 そうですね。「影響を受ける個人や団体」とどんどん最後までジェトロ事業ということになっているので、これはいかにもジェトロさんが事業を行うという、これが独り歩きしてしまうと誤解を与えるんじゃないでしょうかね。

原科委員長 提案事業ですよ、応募者の。

事務局（藤崎） これは、第 部でございますので、案件形成調査だけではありません。例えば私どもの貿易投資促進事業におきましても、先ほど申し上げたような、例えば開発輸入というんでしょうか、輸出促進をする場合、例えばサプライチェーン上影響が出るとか、そういったことはあり得るということで広くジェトロ事業としております。

原科委員長 そうすると、ジェトロ案件形成調査の説明のところでは、ちょっと限定的に言った方がいいのかな。「ステークホルダー」とは、広義には、ジェトロ事業に関係を」云々である。「とりわけ」とありますけれども、「とりわけジェトロ案件形成調査においては」ここはちょっと違ってきますね。

事務局（藤崎） ですから、これは狭める形になると思います。

原科委員長 「とりわけ」なのかな、「ただし」とか。「ただし」かな。何か上と違うということがわかるようにした方がいいですね、次の文章が。「広義にはジェトロ事業に関係を有する」、今度はちょっと違うということですよ。「ジェトロ案件形成調査においては」と。

事務局（藤崎） 「とりわけ」はおかしい。「ただし」……

原科委員長 「ただし」ですかね。「ただし、ジェトロ案件形成調査においては」云々。そうすると、今、高梨委員がおっしゃったことに対応できるかな。どうでしょうか。

では、松本委員。

松本委員 「ジェトロ事業」というのが何かちょっと、もう一つよくわからなくて、ジェトロ事業と案件形成調査と貿易・投資促進事業で「ジェトロ事業」といつてしまうのか、それとも、もっと何か「ジェトロ事業」という、ここだけにしか出てこない単語なので。

事務局（藤崎） ジェトロの事業。

山田総務部長 貿易・投資促進事業ですね。ここではすべて。活動、業務と考えて。

原科委員長 「ジェトロ業務」と言った方がいいかな。

松本委員 案件形成調査はジェトロ事業。

原科委員長 どちらですか。

清水産業技術部長 ジェトロ業務です。広義においては。

原科委員長 広義においてはね。「広義にはジェトロの……」

清水産業技術部長 事業、業務と、いろいろな言葉が出てくるのですけれども・・・。

原科委員長 どっちがいいのかな。

山田総務部長 イメージ的には、「ジェトロ事業」というのは、我々は事業のプログラムを持っており、こういう事業、こういう事業とずっとあるんですけれども、それを総称して我々は「事業」と呼んでおりまして、「業務」というのは担当所管の部・課の職員が担当してやる業務、あなたの担当業務はこれですよという、そういう使い分けをしているケースが多いんです。したがって、広くは「ジェトロ事業」、それから、ブレークダウンしてうまくやっていくのが「業務」、そういうふうに言っていた方がわかりやすいかなと思います。

原科委員長 では、「ジェトロ事業」ということで、それは確認いたしましょう。

それでは、そういうことで、「とりわけ」を「ただし、」と修正していただきます。

第 部は皆さん全員ご意見いただきましたので、おおむねよろしいでしょうか。

どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 「スコーピング」の記述ですけれども、スコーピングという言葉自身をストレートに第 部で使っていなかったと思います。洗い出しとの関係でスコーピングの定義を書かなくてはいけないとして書いたので、第 部を議論するときに、ここはもう一度議論をさせていただいた方が良いのではないかと思います。

原科委員長 はい。もう一回フィードバックしましょう。とりあえず今日は、また最終回、次回は15回、とりあえず区切りにしたいと思います。最終回といいますのは、パブリックコメントに入る直前が次回というように思いますので、できればそうしたいです。議論の流れによってはもちろん延びますけれども、一応そういう方向でいきます。

どうぞ。

岡崎委員 ジェトロ事業といった場合に、貿易・投資促進事業と案件形成調査事業のほかは何があるんですか。

原科委員長 前にたくさんありますよね。

山田総務部長 貿易投資促進事業の中に案件形成にかかる事業も含まれておるというふうに考えていただいた方がよろしいかなと思います。ジェトロの事業は、いわゆる海外の情報の収集、分析、調査して、それを提供する事業もあります。それから、ODAにかかる事業もございます。

岡崎委員 なぜそれをお聞きしたかというのと、第 部の貿易投資促進事業の環境社会配慮の基本的な考え方というところを読むと、「ジェトロの事業は」と書いてあって、今、山田部長

がおっしゃったようなジェットロがやっていることが頭の4行に書いてあるんですね。これがもし貿易投資促進事業の具体的な定義だとしますよね。そうすると、今の2の「本ガイドラインの目的」というのと読み比べると、日本語の問題になるかもしれませんが、「貿易投資促進事業及び案件形成調査事業においてこのことは重要である」と。その前に、「とりわけ」と書いてあるんですね。すなわち、ジェットロ事業の中に事業が幾つかあって、その中で貿易投資促進事業と案件形成調査事業においてはこのことは重要だと。ということは、貿易投資促進事業と案件形成調査事業以外の事業があるように読めるわけですね、日本語としては。それは、具体的に何なんでしょうということをお聞きしたいんです。

原科委員長 今回の箇所をもう一回確認しましょう。今ご指摘の箇所。岡崎委員。

岡崎委員 まず、貿易投資促進事業の定義ですが……。

原科委員長 資料の範囲、どの資料。

岡崎委員 第 部の「貿易・投資促進事業における環境社会配慮（案）」という別添 です。

原科委員長 別添 の何ページですか。

岡崎委員 これは満田さんのだから違うのか。

原科委員長 そっちではないと。満田さんのとは文章が違うので。

山田総務部長 これは1ページの下から2行目ですね。貿易投資促進事業と案件形成調査事業と並列化して出しているというところですね。

原科委員長 部の方、「本ガイドラインの目的」の下から2行、「とりわけ貿易投資促進事業及び案件形成調査事業において、このことは重要であり」……

岡崎委員 その前に「とりわけ」とあるんですけども。

原科委員長 だから、私はたくさん事業があって、この2つだと、私は、そういう認識していました。

岡崎委員 では、その2つ以外の事業というのが具体的にどういう事業があるのかというのをちょっと確認させていただけないでしょうか。

原科委員長 事例はたくさん出てきましたよね。それはむしろジェットロの方にご説明いただいた方が。それで、これとこれと特に重要だなというので整理したと思うんですけども。

岡崎委員 という理解でよろしいんですか。

原科委員長 私はそう理解しています。でも違っているとまずいので、確認しましょう。

山田総務部長 ここのところは、もし間違っていたら訂正してください。私が今理解したところでは、本ガイドラインの目的のところ、このガイドラインは、ジェットロがその事業、全

体の大きなですね、「その貿易投資促進事業を通じ」というのが第1行に入りまして、そして、「とりわけ」を入れるのであれば、「とりわけ案件形成調査業務」かなと思います、ここはどちらかといえば。「案件形成は」受託として手を挙げてとってきて、提案を受けてやる、割と細かいパート。いわゆる大きな全体の事業から行きますと、パートを形成しますので、ちょっと線を引にくいんですけども、「とりわけ案件形成調査事業」でもいいんですけども、そこは後は……

原科委員長 私の理解では、ジェットロはたくさんの事業をやっておられて、そのうちに貿易投資促進事業と案件形成調査事業が重要なことなので、個別にガイドラインをつくると。第部では、貿易投資促進事業のガイドライン、第部では案件形成調査ですね。だから、そういうことですから……

岡崎委員 私もそういう理解なので、逆に言うと、その2つの事業に含まれていない事業とこのをここで確認をしておきたいということです。

原科委員長 それはだから、何か一覧表がたくさん提示されて。前、一番最初の段階でもらったものにたくさん出ていましたね。

事務局（藤崎） 一応、用語の定義で、貿易投資促進事業とはジェットロの基幹事業であるという形で列挙してありまして、調査研究もそこに入っています。

岡崎委員 ですからお聞きしたいんです。それなら全部読めるんじゃないですかということ。

原科委員長 全部入っちゃうの。ではこの表現はおかしい。「とりわけ」というのを全部そのままにする、全体、部分集合だという表現ですよ、これ。そうじゃないとちょっと表現変えないと。

満田委員 ここでは、第部、第部の構成上の説明がしたいわけですよ。であるんでしたら、「とりわけ」とか書かずに、「貿易投資促進事業及び案件形成調査事業について、第部、第部においてガイドラインを記載する」というような、そういった表現がよろしいんじゃないかと思います。

事務局（藤崎） 基本的に「とりわけ」というをとればいいんですね。それでちょっと文章を考えなきゃいけませんけれども、そういった方向でやらせていただきたいと思います。

原科委員長 ではそうしましょう。では、そういうことにします。

では、第部、今のご質問にお答えして、「とりわけ」はとっちゃうということでもいいですか。

松本委員 もう一つ、案件形成調査も事業かどうかところは、このさっきのジェットロ事業というところもあります。あと、 でしたか、用語の定義、ここは事業として扱ってなくて、案件形成調査と書いてありますね。そうすると、今、総務部長おっしゃったように、貿易投資促進事業の中にある調査にもともと案件形成調査というのが含まれているとも考えられるので、これは違うのであれば、やはり事業と書いてもらっちゃった方がガイドライン上はやりやすいんですよね。第 部は貿易投資促進ですし、第 部は案件形成調査なので、本当はその方がわかりやすい。

原科委員長 ということは、 のところをジェットロ案件形成事業と書いた方がいいということですか。

松本委員 ですね。

原科委員長 ね。 にも使っているか。案件形成調査事業。

山田総務部長 貿易投資促進事業の中から案件形成事業を取り出して、案件形成事業として本ガイドラインにおいては議論し、それをつくっていくと、こういう流れであれば間違いじゃないと思いますけれども、大きくは我々の貿易投資促進事業の中に含まれるのが案件形成事業であります。この本ガイドラインにおいては、特にそのところに焦点を当てて見ていきたいという、そういう趣旨ですので、そういう意味で併記をする。それで、岡崎委員がおっしゃった、これとこれで、それ以外はどうなんですかというのは、今のよう理解をしていただきましたらどうかと思うんですよ。

松本委員 一つ話が混乱するかもしれませんが、第 部でいういわゆるCSRは、案件形成調査にもかかるガイドラインということなんでしょうか。つまり、案件形成調査をする中で、CSRも実は実現をしながら、いわゆるガイドラインに基づいた審査もするという、そういうもので、特に案件形成についてはさらに第 部があるというふうになるのか。

原科委員長 どうですか。

事務局（植田） 今までの議論の流れとはちょっと違うのではないのでしょうか。

原科委員長 違いますね。だから私は、AとBは背反だと思うんですけども。

事務局（藤崎） 議論の流れは、もともとはガイドラインそのものは、案件形成調査を対象としてやりますよという議論だったんですね。ところが、私どもから事業の説明をしましたら、ほかの部分についても何かちょっと考える必要がありますねと。

原科委員長 「案件形成調査及びその他の貿易投資促進事業」といった方がいいのかな。案件形成調査その他の貿易投資促進事業、そういう関係ですか。

事務局（藤崎） その方がいのように思いますね。案件形成調査を前に出して、案件形成調査及びその他の貿易投資促進事業という区分けにする。そうすれば、今疑問を出されたことが解消されることになりますけれども。

原科委員長 田中委員。

田中委員 やはり案件形成調査がガイドラインのメインになるというのは皆さん一緒の認識だと思います。それで、事業を無理に案件形成調査につけなくても、第 部は貿易投資促進事業でいいと思います。第 部は案件形成調査という名前で書けば、事業、事業と入ると何かわけわからなくなるわけですから、調査ということで終われば、それはそれですっきりするんじゃないでしょうか。そうしたら混乱は起きないですね。調査だったら、それはそっちの方に入っているという説明にもなるんじゃないかなと思います。

原科委員長 そうすると、貿易投資促進事業、「とりわけ」、この文章を変えますと、「とりわけ」を消しまして、これは、 部の 1 ページ目のところですね。「とりわけ」をとりまして、一番下から 2 行です、「貿易投資促進事業及び案件形成調査において」としましょうか。次の「事業」を消しちゃう。そういう表現どうですか。では、そういうことにいたしましょう。

それでは、全体に関してまた前に行ってから少し戻ることも可能です。一応こうすることで第 部は……どうぞ。

清水産業技術部長 今の整理ですと、案件形成調査は、貿易投資促進事業の中の部分集合だという理解ですね。もともと今回のガイドラインを検討する過程では、そこは完全に切り分けていたと思います。両者を違うものだとして議論してきています。この理由の一つは、案件形成調査が受託調査であり、ジェットロが本来やるべき事業のフリンジにあるという理解をしていたからだと思います。そういう整理で来ましたので、今すぐに文章の対案が出るわけではありませんけれども、ワーディングを整理し両者を切り離れた方が、これまでの議論との整合性はとりやすいのではないかと思います、いかかでございますでしょうか。

原科委員長 集合の関係で考えると、全体があって、部分集合として貿易投資促進事業が大きいのがあって、ほかにこれと重ならない、もう一つ案件形成調査がある、そんな感じですよ。フライパンの中に目玉焼きがあって、目玉が 2 つあると、そんな感じだったんだけども……

松本委員 岡崎さんの質問は、目玉じゃない部分のフライパンには何があるんですかという質問で、それがなくなると……

原科委員長 そうそう。いろいろありそうだから忘れちゃったというのが答えです。

高梨委員、戻りますが、「スクリーニングとは」というところで、ここでは「ジェットロ案件調査の個々の提案事業」という、普通はこっちの方を僕らだと思ったんだ。調査事業の事業とプロジェクト、ですから、その辺もあわせて。

事務局（藤崎）「提案案件」、ちょっとこの言葉をもう少し整理いたします。

原科委員長 ちょっとこれ、フィードバックに時間かかりそうなので、ここでストップしましょう。休憩しないとね。今40分ですから、10分程度休憩して、また再開しましょう。いいですね。ちょっとここで一区切りしましょう。第 部をやらないと、時間が足りなくなっちゃう。いいですか。ストップします。では休憩。

午後4時42分休憩

午後4時55分再開

原科委員長 今、4時55分ですけれども、再開いたします。

それでは、もう第 部のところの、第 部の位置づけのようところが大事な話になってまいりましたので、第 部に入りたいと思います。

第 部のところでご意見いただけますでしょうか。

まず、第 部、タイトル「貿易・投資促進事業における～」という、こういう表現でよろしいですか。今の整理で。

石井企画部長 総務部長が今不在なので、今のここでの議論をご紹介しますと、この貿易投資促進事業というのは、要するにジェットロの事業そのものだということのようですので、ちょっと最終確認しますけれども、仮にそうだとすれば、貿易投資促進事業というのをジェットロ事業ですべて統一した方がいいんじゃないか。考え方としては、本ガイドラインとしては、ジェットロ事業の環境ガイドラインについては 部に、ジェットロ事業全体については で示し、さらに案件形成調査については で特に示すというふうにした方がわかりやすいんじゃないですか。全体を で覆ってしまって、カバーをしてしまう。

原科委員長 今のような整理でよろしいでしょうか。どうでしょう。よろしいですか。では、今の整理でまいりましょう。

そうしますと、第 部のタイトルは、「ジェットロ事業における環境社会配慮」と変えましょうか。山田部長、よろしいですか。何か目玉焼きではなくて、全部フライパンいっぱいホットケーキをつくったと。ホットケーキだと、周りいっぱいになっちゃうね。そういう感じです。パンケーキをフランパンいっぱいにつくったということで。

山田総務部長 皆さんにご議論していただいたインバウンド・アウトバウンドの事業説明し

ましたよね。あそこで全部ジェットロ事業を説明しましたので、あれをジェットロ事業とご理解していただいているという、そういうことでよろしいですね。

原科委員長 私はですから、基盤的な調査研究みたいなものは、あの枠からは別だと思っていました。だから、目玉焼きの周りが、と。だけれども、それも全部含んじゃうんだら、全部フライパンいっぱいに入っているわけですから、そういうことですね。では、フライパンいっぱいに入る、その中でちょっと特別なのが案件形成調査と、そういうことですね。では、そのようにしましょう。第 部は、「ジェットロ事業における環境社会配慮」、これは一般的な議論が第 部、第 部がその中で特段に環境社会配慮が必要な案件形成調査と、こうしましょう。その相互の関係がわかるような記述に第 部でしておかないといけませんから、それもそのように文章を修正していただきます。

では、その上で、第 部の今の案について検討したいと思います。ご意見いただけますでしょうか。趣旨は、今、そういうことで、この第 部、作り方は藤崎主査からご説明いただきましたけれども、おおむねこれまでの議論を踏まえてまとめていただいたと私は思います。

では、宮崎委員どうぞ。

宮崎委員 細かいことで恐縮ですけれども、2 ページ目の3の「(2) サプライチェーンへの配慮」という部分、最初は「途上国の」とここに書き出されていますけれども、このページですべて「開発途上国」ということで書かれている、ほかのところは。ですから、同じことであるとすれば、やはり「開発途上国」というふうに直された方がいいかなと思います。

原科委員長 これは「開発途上国」にしましょう。これはそろえましょう。

ほかに。

では、松本委員。

松本委員 第 部が全体にかかるということになると、案件形成調査がCSR的にはどういうふうになるのでしょうか。第 部の2で、基本的な性質によって4つに分けて考えようというのがこのCSRのところの整理の仕方だったんですけれども、案件形成調査をこの中に位置づけるとどういうことになるのでしょうか。

原科委員長 それはご説明いただかないと、私もよくわからない。私の考えと違ったら、どういうふうになりますか。

事務局(藤崎) 戻っちゃってよろしいですか。

原科委員長 戻るといふか、整理をして。

事務局(藤崎) 整理の仕方、ちょっと戻して考えたんですけれども、原科先生が言われた

整理の仕方が一番すっきりするかなと。というのは、要するに、貿易投資促進事業とございますね。そこから、例えばアジ研の基礎調査とか、そういったものがそこに今入っていないからというのが先生の整理だったんですね。そうすると……

原科委員長 この部分、この資料で、こういう資料をいただいて、それで4つ書いてあったんですよ。1番が貿易投資取引の機会提供へ向けた活動、2番目が貿易投資円滑化のための基盤的活動、3番、4番ありまして、この1と2が今貿易投資促進事業だと私は理解しました。3番目に、開発途上国経済研究活動、これは今のから外れると。4番目の貿易投資円滑化のため、基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携、これも外れると思います。だから、フライパンがあって、目玉焼きがある。それで、目玉焼きの1、2も整理して、それがインバウンド、アウトバウンドといっているわけでしょう、そんなふうに理解しています。

事務局（藤崎） ですから、そこから案件形成調査は除外されるんですよ。その方が整理としては簡単かなと思います。

山田総務部長 それがどこかわかるように書かないと、後でわかるように。

事務局（藤崎） 第 部の定義のところで、貿易投資促進事業についての定義がございますね。ここで……

松本委員 貿易投資促進事業というのは、このガイドラインの議論の中で出てきた用語ではなく、ジェットロとしては日常的に使われている用語なんですか。

山田総務部長 我々が理解しますのは、貿易投資促進事業というのはジェットロのほとんどの事業を網羅する基本事業です。したがって、この議論の積み上げが別途あったということなので、これに即してちょっと整理をして議論が組み立ててあるのであれば、再整理をして、そうした場合、ジェットロ全体の事業が外れますから、一部、そののところがわかるように書いておかないと、ちょっとあれかもわからないですね。

石井企画部長 白書は除く。

山田総務部長 これは除くというふうに書いて、ジェットロの事業はこうで、そのうちのこのところはこうだと、先生さっきおっしゃったような、その説明を明示しておかないと、混乱が起きることになりますね。

石井企画部長 そうするとアジ研の事業だけということ。調査とか白書を書くとか、そういうつやつは除くと。

原科委員長 除かなくたっていいんですよ。だけれども、私はそう勝手に考えただけで、だから、案件形成調査その他でもいいですよ。案件形成調査は特別なので。

石井企画部長 それ以外の白書を書くとか、文書情報を提供するとか。

松本委員 先ほどのスコーピングと同じように、このガイドライン上、貿易投促進事業はこうで、ただし、受託で行っている案件形成調査は除くと一言そこに書いておけば、このガイドラインでは、貿易投資促進事業から案件形成調査は除いているんだと、そういう用語なんだというふうにしておけば.....

原科委員長 それでもいいですよ。そういたしますか。案件形成調査とその他に分けて。

山田総務部長 その他と分けて、その他の貿易投資促進事業も、先ほど先生おっしゃったようなこのことを言うと明確にしておいた方がよろしいかと思えますね。

原科委員長 私としては、全部に網かけていただきたい気持ちはあるんです。最初、そうじゃないと思ったけれども、今のお話を伺って、だから、案件形成調査以外も全部CSRでカバーした方が、それはすっきりしていいんですね。私の理解は別にこうしなきゃいけないというわけじゃありません。むしろ、考えとしては、できるだけCSRをやっていただきたいですね。だから、案件形成調査を別枠で、それ以外のCSRでという枠組みの方が理解はしやすい。前向きでいいと思います。

山田総務部長 例えばあぁいった映像でご紹介しました調査部門が収集している部分もあるわけです。その部門がある種グッドプラクティスの普及にやっているということでもありますので.....

原科委員長 それはちょっとそれ以外にした方がいいかな。

松本委員 それ以外は、ガイドライン上は貿易投資促進事業と呼ぶと定義しておけば、その後は全部貿易投資促進事業は、こういう用語になるんですね。

石井企画部長 全部貿易投資促進事業ですよ、アジ研以外は。

山田総務部長 アジ研も、いわゆる研究、途上国の基礎的・総合的研究というんですけれども、これは除くと。

石井企画部長 アジ研もいろいろ途上国の環境対策、いろいろな研究やっていますよね。

山田総務部長 そうか。グッドプラクティスとか、藤崎さんの研究部門も除かなきゃいけない。

原科委員長 案件形成調査の部分以外でやっていったらどうですか。案件形成調査に関しては特別な枠組みでやると。それ以外のジェトロの活動はみんなCSRでやるという、そういうふうに分けた方が。

石井企画部長 ジェトロ事業としてくくっておいた方が正確なのかもしれない。

原科委員長 私、ちょっと誤解していたようなので、私の案は誤解です。

事務局（藤崎） では、案件形成調査とそれ以外と分けて、それ以外についてはCSRで適宜やるという形で整理して。

松本委員 もともとそういう位置づけでここまで議論してたんですね。

原科委員長 これまでそうだったんですね。

高梨委員 日本企業の海外進出の支援のときは若干投資のあれが入るんですね。支援のときに、日本企業の海外進出で、貿易投資促進事業の一環として、日本企業の海外投資の支援をやる、そういうときにはこういう調査的な支援というのを。

原科委員長 だからCSRでやるということは考えた方がいいですね。

事務局（藤崎） 4つに分けるという話をする場合、やはり貿易投資促進事業という言葉は全面的になくしちゃうとこれは難しくなっちゃいますよね。だから、ちょっと今すぐには整理がつかないので、時間を。

原科委員長 だから、ジェトロ事業全体は本来貿易投資促進事業ですけども、だけれども、案件形成調査を整理したので、それ以外はここでは貿易投資促進事業と名前をつけたと、そういう意味ですね。そういう言葉の整理をしていただいて。そうでしょうか。

石井企画部長 一応イコールでいいんですね。アジ研を除くとかいう議論はなくなっちゃったんですか。それはなくしたと。従って、部にはそれは入らない、案件形成調査は。

原科委員長 そうですね。よろしいですか。では、そういう理解で進めましょう。その上で第部。タイトル、もとに戻していいのかな、とりあえずは。もとに戻します。

あと、では中身についてご議論いただきます。

「1. 基本的な考え方（1）環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上」こういうような整理をしていただきましたけれども、これでよろしいでしょうか。これは満田委員からご意見をいただいたので、大体こんな形でよろしいでしょうか。

満田委員 はい。おおむねよろしいのではないかと思います。3段落目が、若干一部の記述がほかの記述とダブっているなというのが気になっているんですが、ただ、ここでは多分CSRが今の時代だんだん重要になってきているよということが書きたいんだろうなと思ってるんですが、「90年代以降グローバル化」云々というのはほかでも書いてあるので、ここは端折ってしまってもよろしいんじゃないかと思います。そのくらいです。

原科委員長 どこを端折る。ただ、CSRという言葉を出したいんですね。だからこれ書いてある。いいんじゃないですか。

満田委員 そうですね。「グローバル化」というのは重要……

原科委員長 「グローバル化」がいないということ。

満田委員 なんでしょうが、ちょっとほかでも同じような言い回しが使われているので、デジャブみたいなことを感じてしまうので、恐らく、第 部の基本理念……

原科委員長 基本理念に書いたことを繰り返しゃいけないという、これは趣味の問題ですね。ベートーベンと同じ動機を繰り返してだんだん盛り上げていきますね。

満田委員 別紙 1 のところです。別紙 1 のところでも最初の段落にちょっと似たような今和紙があるなと思ったので、ここら辺は……

原科委員長 どんな表現がよろしいですか。ちょっとすっきりさせるにはどうしたらいいですか。

石井企画部長 もともと別紙 1 に入っているだけだったのを、一部前の方に持ってきたわけなので、別紙 1 の 1 はそもそもいらぬんじゃないですか。

原科委員長 別紙 1 のどれですか。

石井企画部長 別紙 1 の 1 は、ここまでどうしても書きたいということであれば残して、手前を簡単にする。ガイドライン別添 3 の。そこは満田委員のお考えでしょうけれども。

原科委員長 解説ですね。どっちがいいのかな。

満田委員 私というよりは全体のご意見だとは思いますが……

石井企画部長 同じことを、最初の別添 3 の 1 の (1) の 3 つの段落と、それと同じことが書いてあるので、もし、この別添 3 の (1) の書き方をちょっとブラッシュアップするのでよければ、別紙 1 の 1 はいらぬんじゃないでしょうか。

原科委員長 カットするか、あるいは本文中の表現を思い切って削除しちゃうか、どっちかですね。だから、例えば、第 2 パラグラフ、「世界の多くの企業は」云々、「企業の社会的価値の向上、ひいては長期的に競争力の確保に結び付けるという見地から、時代の要請に対し新たな取り組みに着手している」、それからすぐに、「CSR」の言葉に飛んじゃって、それで締めちゃう。それで 1 番つけておくというのもありますね。だから、第 3 パラグラフはカットして、CSR の言葉だけどこかで入れないと、大事なことですから。

高梨委員 第 1 パラグラフで、「民間、公的機関」と急に出てくるので、若干ここは違和感がありますね。

原科委員長 民間部門、公的部門問わず、すべての組織……第 1 パラグラフ、この入り方で違和感があると。

高梨委員 僕は2から入った方がいいと思います。

原科委員長 2から。「世界の多くの企業は」、どうでしょうか。

事務局（藤崎） 「公的部門に属しつつも」というところでいきなり「公的部門」という言葉が出てきて違和感がないのであるならば、第1パラグラフはなくてもいいと思います。要は、ここでは、ジェトロって公的部門に属しているよね、だけれども、民間との付き合いもあってというところで何をすべきかということ議論したいだけですから。

山田総務部長 わかればいいと思いますね。

石井企画部長 確かに、最初の1段落はわかりにくいですね。

原科委員長 第1段落は削除いたしますか。「世界の多くの企業」から始めますか。いかがでしょうか。皆様のご意見。第1パラグラフ、削除いたします、よろしいでしょうか。では、「世界の多くの企業」から始めていいですか。

山田総務部長 「今日」あった方がいい。

原科委員長 「今日」はあった方がいい。では、「今日、世界の多くの企業」こう始めましょう。「今日、世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業気活動に係る3つの側面（いわゆるトリプルボトムライン）を総合的に捉え経営を行うことで、企業の社会的価値向上、ひいては長期的な競争力の確保に結び付けるという見地から、時代の要請に対し新たな取り組みに着手している」ちょっと長いかな。切った方がいいかな。いいですか、これで。

あと、次、「そのためCSRが求められている～」で注はつけておく。そうすると、解説は残して。

石井企画部長 別紙の注の1と2とありますけれども、1はもちろん削っても問題ないと思いますけれども、ちょっとリダウンドな感じがしないではないので、そこは2.だけでも意味は通じるのではないのでしょうか。

原科委員長 注はいらない。カットして。いかがでしょうか。

石井企画部長 何かこの1.で付加価値があれば。もともとは、この3つのパラグラフのかわりに注みたいのがあって。

原科委員長 では、1は削除していいですか。

満田委員 私としては、背景説明としてはあった方がいいんではなからうかなと思います。恐らくこれ、ワーキンググループのときにいろいろ議論がされたわけなんです、ガイドラインを読む人にとってCSRの方が重要視されていく背景というのがどこかで説明した方がよろしいのではないかと、そういうような議論がありまして、非常に簡単ではあるんですが、こう

いった形で残していただく方がわかりやすいかなと。

原科委員長 では、本文の方をコンパクトにしまして、第1パラグラフは削除、第2の頭に「今日」と入れまして文章を調整します。それで、第2、第3をくっつけてまして、「CSR」という言葉が入るように文章を修正します。そういうことにしましょう。それで、注は一応残しておきましょうか。直してもう一回見て吟味することにしましょう。

それでは、「(1)環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上」という部分は大体そんなようなことで整理することにいたします。

「(2)情報公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーション」、この部分はいかかでしょうか。

松本委員。

松本委員 情報の開示というのは、請求に対して開示をするという言葉として行政上は落ち着いていると思うんですが、ここで言うのは、積極的にジェット口側あるいは企業側から情報を公開していくという、そういう姿勢ですので、タイトルと同じように「公開」にしておいた方がいいです。本当は、「積極的な公開」というように、「積極的な」という語をつけ加えるのがよく言われている議論ではありますが、少なくとも「公開」にした方がいいと思います。

原科委員長 「積極的な」を加えて、「積極的な情報公開とステークホルダー」みたいな、これはいいですね。

松本委員 これは、情報公開の世界の中で結構言われているところで、みずから積極的に情報を公開していくと。請求されて情報を開示するという受身的な方向ではなくという比較としてはよく使われるので、やはり「積極的な情報公開」という方がCSRにもいいと思います。

原科委員長 アメリカの情報公開制度も、1946年に行政手続法の中で規定されましたけれども、その後の運用で、やはり日本と同じように情報隠しが始まったので、1966年にいわゆるFOIA、これは情報自由法と訳しています。実は、情報公開制度については、このように20年前にできたので、それを今おっしゃる積極的情報公開のためにFOIAというのをつくったんですね。1966年です。だから、今から40年ぐらい前のことですね。今、それがベースになって、随分日本と違うんですけども。だから、日本も40年おくられているんですが、積極的な情報公開ということでやらないと、国際的な流れからいくとおくらせてしまうので、そういう表現の方がいいと思います。いいですか、これで。では、「積極的な情報公開」ということにいたします。

そうしますと、2番に飛びまして、「事業主体としてのジェット口の環境社会配慮」この部分

はいかがでしょうか。実践事例、グッドプラクティス。

どうぞ。

満田委員 第2段落のアウトバウンドとインバウンドの4つの分類の次に、「それぞれの業務が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し」というふうになっているんですが、これはもともとの議論のとおり「環境社会リスク」の方がよろしいのではないかと考えています。

「影響」というと、実は、ここで列記されているようなものより幅が広いのかなと考えていて、よりクリティカルなものを表で示しているというような理解なので、そういった雰囲気を出すために「リスク」という言葉の方がいいかと思います。

それから、もう一つ、ちょっと前に戻ってしまって恐縮なんですが、「1. 基本的な考え方」のところ以降で、例えば(2)の一番最後で、「日常接触のある民間企業にも」というふうに書いてありますが、ここを私は若干違和感がありまして、シンプルに「民間企業にも」でよろしいんじゃないかと思っています。

原科委員長 2点ございました。

まず、「環境社会影響」を「環境社会リスク」と、特に問題の大きさを限定的に書いた方がいいのかなというご意見です。

石井企画部長 ちょっと違いがわからないんです。可能性とリスク。

満田委員 今、「環境社会影響」と書いてあると思うんですが、「影響」といいますと、実は、別表に記されているような、例えば有害廃棄物の輸出入というのは恐らく「リスク」と呼ばれるものなんでしょうが、「影響」と書きますと、実は、廃棄物を発生することによる環境社会影響という、より広い文脈でとらえられることが多いのかなと考えたんですね。ここにくっついている別表というものが割と限定的にかなりこれが企業にとっても明らかにまずいでしょうというような、割と深刻な環境社会影響をピックアップして書いているなという気がいたしますし、表のタイトルもリスクという言葉が確か使われていて、ですから、本文中にもここは「リスク」という方がわかりやすいのではなかろうかと思いました。

原科委員長 別表のところですか。

事務局(植田) 満田さんのものと同じです。

原科委員長 2番ね。では、2番。添付資料の2の3ページ。ここは「リスク」という表現になっています。これを使うんだったら、本文中も「リスク」にしないと、ちょっと具合が悪いかないかなということはあるですね。「それぞれの業務が有する環境社会リスク」。

事務局(藤崎) これは、委員会での議論は、実は私の方も「リスク」という言葉を使って

いたんですけれども、いつだったかの委員会で、要するにリスク回避だけなんですかという議論もされちゃったものですから、限定しすぎだということで、確かにここ、別表に関しましては、これはわかりやすくしておいた方がいいですから、ぱっとリスクとわかるようなものでいいと思うんですけれども、これはあくまで例でございますので、幅広く環境社会影響を考えてもらった方がいいんじゃないかと思うんですけれども。もちろん、リスクがそこに含まれるんです。

原科委員長 リスクに限定しないで、幅広くやった方がいいというお考え、いかがでしょうか。

宮崎委員 私も「影響」の方がいいと思います。

原科委員長 満田委員も了解。では、「環境社会影響」、そういうことで、リスクをもちろん含むけれども、もっと幅広く考えましょうという前向きな形で考えるということでございます。別表はあくまでも理解しやすいということで、リスクに焦点を絞って示したということだと思います。

それでは、民間企業で、「日常接触のある民間企業」という具合にある程度限定的な表現になっております。基本的な考え方の(2)のところですね。これは、「日常接触のある」というのは削除をした方がいいんじゃないかというご意見ですが、いかがでしょうか。

石井企画部長 これはおよそ世の中の民間企業のすべてですか。

原科委員長 日常的接触でなくても、何らかの接触があれば。日常接触だと、いろいろなレベルがあるんですよ。そういう意味だと思いますけれども。

石井企画部長 ジェトロのリソースが限られてきますからね。趣旨としては、すべておよそ世の中にある民間企業にはと、そういうことでしょう、気持ちとして。言わんとされていることは。

満田委員 ここでいう「日常接触ある」という限定の仕方がかなり限定しているなという印象を受けたんです。割と……

原科委員長 「日常」というのがついているからかなり頻繁に接触があるところだろうというご意見だと思います。だから、全般的ではないと思います。

満田委員 ジェトロさんがやっている業務の中で、窓口における助言ですとかアドバイスとか、企業さんが相談にきたときに助言を与えると、そういうことを想定されてこういう書き方をされているんだと思うんですが、それ以外にもいろいろと情報普及活動はされているわけなので、あえてこういう限定の仕方をしなくてもよろしいのではないのでしょうか。

原科委員長 もっと一般的にやるべきだというご意見ですか。

満田委員 　　というか、やるチャンネルは一応有していらっしゃるので、ここでそんなに限定的にするのはむしろ変なんじゃなからうかと。

原科委員長 　私は、「接触のある民間企業」という表現でいいかなと思ったんですが。「日常」をとるのはわかるんですけども、全部外しちゃうと、まさに今の企画部長がおっしゃったように全部やるのかなと思っちゃうから、どうかなというふうに。業務上、接触があれば、それは。

永田輸出促進・農水部長 　接触があるということは、業務上深いかわりを持っていることになると思いますね。だから、組織を構成していても、例えば農業組織に直接農耕で指導するかということ、ジェットロの場合はやっていないわけです。例えば、観光やサービス業の一部分で飲食業など、広くは関わりを持ちますけれども、そこで直接的な、日常的な業務活動の延長線の中での接触という頻度からすると非常に弱いという意味合いがこの裏にあるんだと思います。

満田委員 　　でしたら、例えば「ジェットロの業務を通じて」とか、そういうような枕詞にされるという点はあるかなと思うんですが。

事務局（藤崎） 「ジェットロ事業を通じて」と。

満田委員 　　はい。

原科委員長 　表現どうなりますか。

満田委員 　　「コミュニケーションを進めると共に、ジェットロの業務を通じて民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく」。

原科委員長 　今のでいいですか。では、そうしましょう。では、これも直します。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 　タイトルはどういうふうになるんですか。

原科委員長 　「情報公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーション」、一応このままですけれども。

高梨委員 　これ、「対話」と「コミュニケーション」、英語でやると「ダイアログ」と「コミュニケーション」ですか。

事務局（藤崎） コミュニケーションするということは、情報を伝えるという意味でしょう。一方、対話するというのは、この場でやっているみたいなやりとりをするわけでしょう。そこには相当大きな違いがあると思いますよ。

高梨委員 　対話するというのはあるんですか、ジェットロ事業においては。

事務局（藤崎） 　例えば、諮問委員会というのをつくりますね。そのときは完全にコミュニ

ケーションじゃなくて、対話です。議論をするわけです。

原科委員長 広く考えていいんじゃないですか。ステークホルダーとのコミュニケーション。ダイアログは、もっとインテンシブなコミュニケーションですね。コミュニケーションというのは伝えるだけじゃないんですよ。だから、伝えるだけだったら、日本語で通信と訳していいんですよ。だけれども、通信と訳すと限定的になっちゃうから、コミュニケーション、カタカナで使うんでしょう。

松本委員 英語にするとダイアログになると思います。積極的なんだなという印象はありますよね。日本語で余りなじまないかもしれないですけども。積極的には思えますけれども。

石井企画部長 ダイアログというのは対話とは違うんですか。

松本委員 英語に直したときには余り違和感がないなと思いました。コミュニケーションの場合は。日本語でこう点がつくと、何か冗長な雰囲気を出しちゃって、英語の方がいいのかなと。余り違和感はなかった。

高梨委員 同じものを2つ並べるのもね。

原科委員長 タイトルとして、点をつけたタイトルというのは、余り日本語の表現ではやらないですね。中黒ぐらい。「対話・コミュニケーション」。

高梨委員 日本語には「対話」も含まれちゃうのかなと思ったんですよ、「コミュニケーション」に。

石井企画部長 「対話」をやめて「コミュニケーション」だけにした方がわかりやすいかもしれませんね。

原科委員長 英語の表現で本文中に「ダイアログ」を入れてもいい。本文中、ダイアログが入っているから、本分中では。タイトルは「コミュニケーション」にしておく。本文は、「積極的な情報公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーション」と書いておきます。本文にはダイアログ（対話）が入っているんです。

石井企画部長 コミュニケーションにも、密度が濃いのがダイアログとか、いろいろあるんだけども、「コミュニケーション」だけでもいいのではないですか。

原科委員長 だから、タイトルは少なくともコミュニケーションで、中身はちょっと詳しく書いておいて、「ダイアログ」が入ってもいいと。

事務局（藤崎） いずれにしても、オリジナルというんでしょうか、引用してきた原資料では両方使っているんですよ。

満田委員 経産省です。

原科委員長 経産省はそれを使っているの。それはもう皆さんのご意見にお任せいたします。意味はどのみち通じる。

原科委員長 中身はそう書いておいて、見出しをどうするかです。ステークホルダーを残しておくか、あるいは「とのコミュニケーション」で。では、タイトルは、「情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション」にします。文章の中では「対話」というのを残しておきます。それでよろしいでしょうか。タイトルは今言ったような形にして、中身はもうちょっと詳しく書くという、そういう考えでいたしましょう。

では、次のページ、3番目です、「企業の～」。

どうぞ。

田中委員 先ほどの「積極的な」という言葉は私も入れた方がいいと思いますけれども、私どもJICAの場合は、1の4の環境社会配慮の基本方針の重要事項に情報公開を行うという言葉が先ずあって、その中で相手国、政府の協力のもと、積極的に行うと、「積極的」ということが入っているんですね。この場合、タイトルのところは「情報公開等」ということで入って、2行目の情報の開示とステークホルダーとの対話というところに、「積極的な情報公開」とか、「情報の開示」とか、そこに「積極的」という言葉を入れるという意味でよろしいでしょうか。

原科委員長 そうです。もう一回だけ確認します。今おっしゃるとおりでございまして、この本文中の「情報の開示」という表現は、「積極的な情報公開」にします。それから、「積極的な情報公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである」と、こういう表現になります。よろしいでしょうか。

では、次、3番目、いきましよう。「3. 企業の環境社会配慮、CSR活動へのジェトロの支援」、これは点が入っていますね。「企業の環境社会配慮、」点が入っている。「・」がいいのかな。これ2つ、両方支援ですね、「及び」か。これはどういうことに、点はどういうふうにしたらいいですか。「環境社会配慮及びCSR」。

事務局（藤崎） CSR活動に限定は必ずしもできないと。

原科委員長 「環境社会配慮への」かな。つまり、「企業の環境社会配慮へのジェトロの支援」でもよろしいですか。「CSR」とここに書かなくても。入れた方がいいの。見出しで普通点を入れないと私は思っているので、なるべく点のない方がいいと思いますけれども、中黒はありますけれども。

松本委員 これは逆に企業への支援ですかね。その前が事業主体としてのジェトロで、3番

目が企業へのジェトロの支援という方がすっきりすると。

原科委員長 企業の環境社会配慮へのジェトロの取り組み。

松本委員 というか、社会配慮もCSRもなく「企業へのジェトロの支援」あるいは「ジェトロの企業への支援」とか、要するに、前は事業主体としてのジェトロ、次は支援する立場として書いているので。

原科委員長 「企業へのジェトロの支援」か、それでもいいかな。

松本委員 それでも十分通じるような気がしたんですが、細かいですけれども。

事務局（藤崎） 少なくとも「環境社会配慮」という言葉はあった方がいいんじゃないですかね。

松本委員 ではそれで。

原科委員長 では、「企業の環境社会配慮へのジェトロの支援」にしましょう。

（１）が「環境社会配慮に関する情報の提供と助言」、（２）が「サプライチェーンへの配慮」、（３）が「実践事例の普及・啓蒙」。

松本委員 こういう文章で、「等」に気をつけるという習慣が私ちょっとついているものですから、（１）の１行目の「国際規範（各種の国際的な協定、条約等）」とありますけれども、これは、実は、２．のところにも同様の括弧書きがありまして、２．の４行目に「国際規範（各種の国際的な協定や条約）」というふうにこちらは「等」がついていないんですね。実は、「等」をめぐってJ B I Cとのやりとりの中で苦労したことがあるものですから、協定や条約以外にも何か想定があるのであれば、「等」をつけておいた方がいいとは思いますが、細かいですけれども。

原科委員長 ついていない方につけた方がいいということですか。

事務局（藤崎） その方がいいです。協定、条約だけではないから、「等」が入った方がいいですね。

松本委員 前の方にも「等」をつけて。

原科委員長 では、「等」を前にも入れると。そういたします。

あとはいかがでしょう。

どうぞ、調査企画課長。

長島調査企画課長 ポイントとしては、ジェトロのこの種の情報提供先、基本的には私どもとしては我が国企業を中心にやっております。この中を見ますと、我が国企業に加えて、例えば３．の（１）「さらには現地の企業・民間団体、公的機関へ提供」と書いてあるんですけれど

ども、理想的には、多分そういうところなんでしょうけれども、まずは我が国企業に環境社会配慮に関する海外の情報を提供するということを主たる業務にしています。ですから、この企業でも、例えば(3)の下から3行目からですが、「ジェットロは、企業が取り組む様々なCSR活動に協力し、」と、ビデオを見ていただいたとおり、「我が国企業(進出日系企業を含む)」とか明確にした方が。業務としてそういう業務を中心にやっておりますので、対象としては我が国企業ということを確認にいただいた方が、このガイドラインが決まった後のプラン・ドゥ・シーということから見ても、我が国企業を主体とした表現に変えていただいた方がいいのではないかと思います。

原科委員長 そうすると、今のご意見ですと、「この情報を日常的に接触のある海外の組織、とりわけ開発途上国の進出日系企業に対し」とそんな表現の方がいいと。

長島調査企画課長 必ずしも、情報を日常的に接触のある我が国企業、結構日本での相談業務もやっておりますので、進出日系企業に限らず我が国企業ということ書いていただいて。そのかわり、その後の「さらには」というところだと、現地企業、つまり海外の企業に、例えばいろいろな化学業界が取り組むべき云々という、そこまで海外企業に、あるいは海外の機関に提供しないといけないということになりますね。

原科委員長 そうしましたら、「日常的に接触のある」という表現はさっきいろいろごちゃごちゃしましたので、「この情報を開発途上国の進出日系企業に提供する」と、そんな表現がいいですか。「さらには」以降は、ここでは書かない方がいいだろうというご意見ですか。あるいは「さらには」以降は「可能であれば」ぐらいの……

長島調査企画課長 そういうような表現で。並列ではなくて、主たるのはと。

原科委員長 一つの案は、「この情報を開発途上国の進出日系企業に提供する」と。「さらに可能であれば……望ましい」みたいな、そんな表現ではいかがかということですが、どうでしょうか。よろしいですか。

事務局(藤崎) ここでこういうことを書いた意味はですね、確かに並列にするとまずいところがあるかもしれませんが、というのは必ずしも本体業務じゃないので、実際、例えばGreen Aid Plan(以下、GAP)なんかは、私、自分で携っていたからイメージしちゃうんですけども、結構我が国企業ばかりじゃなくて、現地の企業、民間団体に対してもジェットロは結構さまざまなことをやっております。ですので、例えば一種のODA絡みで、並列ではない、確かに、長島課長がおっしゃるとおり並列じゃないかもしれませんが、そういったこともやっているんだから残しておいた方がいいかなというふうに……

原科委員長 今おっしゃったように、二段に書き分けて、「さらには可能であれば」ぐらいで。

長島調査企画課長 例えば今、GAP、これ、3.でございますよね。4.か。今度ジェットロの月刊誌でGAPの特集をします。そこでは中国での実際のGAPの事例も紹介しますので、例えばそういうやつが今ご指摘のとおり需要があるのであれば、それを見直して発信媒体とするのも可能ですので、並列でなければ、ご趣旨に沿ったような活動をできる限りやることはできると思います。

原科委員長 今のご意見に従いまして、ちょっと文章を直す案を申し上げます。この部分、2行目から3行目にかけてですね、「日常的」以下は少しカットしまして、「この情報を開発途上国の進出日系企業に提供する。さらには、可能であれば現地の企業・民間団体」、あとは生かします、それで「支援する」ということにいたしましょう。それでよろしいですか。では、おおむねこういう格好にいたします。

松本委員、どうぞ。

松本委員 3.のところが基本的に進出日系企業が中心なんですけれども、日本に入ってくる企業に対してというのは全くないんですが、これはいいんですよね。

原科委員長 日本に入ってくる企業に対する支援、それはどういたしましょう。

松本委員 ここはもともと議論がなかったでしたっけ、インバウンドの企業については。

事務局（藤崎） インバウンドについては、これは日本の法制度とかいろいろなルールがあるから、それに従ってやってもらえばいいんじゃないですかという議論でしたね。

松本委員 それに対してジェットロが何かそれを伝えていくというような役割は特には。

事務局（藤崎） それは、インバウンドであれ、アウトバウンドであれ、サポートはしていきますから、その一環としては。

松本委員 そういう意味でいくと、日本に入ってくる企業に対して、日本国内の法制度その他を伝えていくというのは一つ重要な、企業の環境社会配慮への支援のような気はします。余りに当たり前だから書かなかったかもしれませんが、実際にはそういうことも含むのではないかなと。

事務局（藤崎） そうしますと、環境社会配慮に関する情報の提供と助言の中にそういうことも入ってくるだろうということですね。

松本委員 日本のそういう制度、法令、その他についてというのはまた同じようにやられることではないかと。

事務局（藤崎） そのあたりはどうなんですか。

原科委員長 それは大事なことなんですよ。

柳田貿易開発部長 これは、そもそもOECDのガイドラインなんかでも、やはり途上国、いろいろな制度なり、システムが整備されていないところで勝手なことをすることを規制しようかという発想がそもそもあるんだと思うんですね。ですから、先進国である日本に出てくる、その企業に対して、それは当然日本にある法制度を遵守するという前提で出てくるものですから、そこをジェットロが支援するというのはちょっと、この趣旨からいうとちょっと違うんじゃないかなと。

原科委員長 今のは理解促進みたいな、理解をサポートするというんでしょう。当然、おっしゃるように遵守するんだけど、そのときに、海外の必要性を考えて、日本ジェットロとして理解を促進するためにセンシティブに、そういう意味ですよ。

松本委員 それこそセコでしたか、北海道に誘致するときに、いろいろなアドバイスを頼まれているのであれば、そういうときに役割があるんだろうし、最近、それこそ中国の割り箸問題もありますし、インバウンドで本当に大丈夫なものが入っているんだろうかという危惧は少なくとも国民の中にはあると思いますので、そういうときに、ジェットロが相談をされるのであれば書かれたらいいかなと思います。そういうことは一切相談せずに大体勝手にやられるのであれば、書いても余り効果がないかなとは思いますが。

高梨委員 現地のジェットロさんの事務所がやっていましたよね。日本に進出したいとか、日本と何か.....

原科委員長 対日投資課長、どうぞ。

長島対日投資課長 日本へ来る場合、日本の制度というのは国際的に変わったものではないと思います。だから、もちろん進出に対してはいろいろな制度に対する問い合わせがあり、環境規制もあるし、入国管理の規制もありますし、会社設立に対する規制、食品衛生の規制があるものもあり、すべてあり得るという意味ではあり得るという程度の話であって、特に記述するという事ではないのかなという感じがいたします。

原科委員長 書かなくていいですか。でも、書いておいた方が親切な感じがしますけれども。

石井企画部長 焦点がぼけちゃいますね。おおよそ日本に来るとき、ありとあらゆるものから何から全部やるでしょうからね。

原科委員長 ここで書かなくて.....

石井企画部長 そこはちょっと私もわかりませんが。

高梨委員 英文に直した場合には、ジェットロのCSRとして書いてある方が。

原科委員長 そうですね。格好はいいですね。ジェットロはおもてなしがいいと。だから、書いておいて、実際にやっておられるなら書いておいてもらってはいかがでしょうか。詳しくは当然担当の国内の部局がありますけれども、そのイントロダクションとして。

石井企画部長 実際やっているんですか、環境規制は？

長島対日投資課長 環境規制にかかわるものというはほとんどない、少ないですね。

山田総務部長 対日投資ウェブサイト等に日本の法令のことが書いてあるわけですね。法令の所在とか、そういう情報提供をしている。

長島対日投資課長 そうですね。規則に関するものは関係省庁につないで回答をもらったりしているんですけれども、実際上は余りないですね。

山田総務部長 環境社会配慮に関する情報の提供と助言というのは、こういう小見出しであれば、やっていないことはない。

長島対日投資課長 もちろん求められればやりますけれども、実際上は企業を設立するのにどうだとか、人を雇うのにどうだとか、対象となる食品が食品衛生上はどうだとか、企業の駐在員のビザがどうだとか、そういう話がメインで、余り環境規制にかかわるものというは出ていないです。もちろん受ければ調べますし、つなぎますし、やりますけれども。

原科委員長 どうしましょう。(1)で、「また、例えば企業から海外、」進出する場合が書いていますけれども、逆に国内へ入ってこられる場合にも必要な助言は行うぐらい、軽く書いておきますか、一応。

高梨委員 逆に輸入されるのは進出日系企業から日本に.....

松本委員 輸入されるのは、日系企業からですのでカバーされます。対日投資をしている企業が必ずしも日系とは限らないというか、ほとんど日系じゃないですね。そこがカバーされない。

高梨委員 やはり現地企業が輸出したいなという場合に、日本の環境基準という点では、現実.....

事務局(藤崎) 環境基準というより食品安全.....

原科委員長 「例えば」いらなかな。「また、企業から」と。この「例えば」はいらな。「また、例えば企業から海外、特に」、「また、企業から」、「例えば」というと、いろいろほかに書いてあるみたいで。今の件はどういたしましょう、扱いは。

事務局(藤崎) 文章をうまく修文すれば、企業全般にかけられて、それで一般的には開発

途上国の我が国企業とかということになるんでしょうから、括弧書きすればおさまりがいいんじゃないかと思いますね。

原科委員長 それはそういう対応をして。対日投資の関係はどうしますか。

事務局（藤崎） 対日投資もかけます。

原科委員長 それもかける。では、そんなことでよろしいでしょうか。

満田委員 今の高梨委員の輸入に関してなんですが、輸入の部分は今の修正でカバーできますか。要は、日系企業以外の現地企業が輸出したいというようなときの情報提供というものは何かあるんでしょうか。

事務局（藤崎） サプライチェーンのところで読んでもらえれば、これは完全に輸入するに際して生産の上流段階で問題が生じていないか。ここでは、上流段階の話ばかりになりますけれども、そういった意味では……

原科委員長 サプライチェーンでね。では、（２）を見てみましょうか。（１）は今言った対応で。

山田総務部長 １でも読めるね。

事務局（藤崎） １でも読めますね。現地企業というものを生かしますから。

原科委員長 サプライチェーンへの配慮のところ、「開発途上国の産業育成、特に貿易や投資を通じて地域の開発、成長を支援するというジェトロの事業では、現地の製品の日本市場での販路を開拓し、当該分野の輸出拡大を図るため、現地の産品を発掘し、これを日本の市場に合うようにどのように改善すれば良いか」、これは「を」と入れた方がいいかな、「良いかを指導するマーケティングの支援を実施している」、この文章の中で何かちょっと加えたいなと。これで十分でしょうかね。

永田輸入促進・農水産部長 これは、修正の案文として今お話があった、開発途上国の場合は、原文は「とりわけ」が入っているんですけども、これも除くというお話になりますね。開発途上国限定になりますね。

原科委員長 そうなりますね、それは。そういうことですね。

永田輸入促進・農水産部長 確かに、量的な問題としては、環境社会配慮にCSRは、対先進国というのは余り問題になってこないということではあるかもしれませんが、ここで限定してしまって、開発途上国のみへの配慮であり、CSR活動への支援というふうに理解、限定してしまっても逆にいいものかなという気もするんですけども。ならば「また」で説明している企業市民として受け入れられるという思想をここで例示されて説明されているわけで

すけれども、その趣旨に沿えば、必ずしも開発途上国限定ということではなくなってしましますね。

原科委員長 今のは(1)のところですね。2つ目のパラグラフ。「また、企業から海外、特に、開発途上国への進出」という、「特に」というのは、これはなくてもいいと。ない方がいいということかな。

どうぞ。

石井企画部長 (1)ですけれども、「この情報をジェトロ事業を通じて提供する」で一旦切って、「とりわけ開発途上国への進出に関する」というふうにすれば、この情報をジェトロ事業を通じて発信するというので、先進国を含めて全体を支援するというので一旦切って、ただ、その中でも特に開発途上国への支援と、これにはメリハリをつけましょうというふうにしたらどうですか。あるいは、「また」でもつながると思うんですけれども、そこで切った方が、そうすると先進国について、言い過ぎている気がします。

原科委員長 今のを切り分けしていただいて、「とりわけ」ということで、さらに「特に」というのことにいたしましょう。文章をそれで直さなきゃいけないので、一回直したものを大至急メールでフィードバックしていただきましょう。いいでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 1点ちょっと気になったのですけれども、3.の(1)の3行目のところで、先ほど、可能であればというような字句が入っていたのですが、私は英語で考えると、余り「可能であれば」というのを英文の中に使っていることを見たことがないので、ここのところは、実務上は、我が国企業と進出日系企業というのが第一義であるのですけれども、その後、「現地の企業・民間団体、公的機関へ提供することを試みる」というような、そういうような言葉にすれば、そちらで提供して、そちらの公的機関等には提供することを試みるということであれば、実務と余り齟齬がないのなかと思った次第です。可能であればということになると、なんだか文章を英文にしたときにまずいかなと思ったのですけれども。

原科委員長 そうすると、同じ趣旨で、表現としては、「さらには現地の企業・民間団体、公的機関へ提供することを試み、これら企業・機関のCSR活動、環境社会配慮を支援する」そういう表現の方がよろしいということですね。いかがでしょう。

どうぞ。

松本委員 今の話でいくと、枕詞に「ジェトロ事業を通じて」ということを入れるというふうにおっしゃったんですけれども、つまり、先ほどの藤崎さんのGAPの話も、去年ジェトロ

事業でやって、場合によっては現地企業にアドバイスすることもありますよということだったので、ジェットロ事業を通じてであれば、先ほど調査企画課長がおっしゃったような、差異をつけない、もともと事業自体に差異があるので、横並びでもいいんじゃないかなと。「ジェットロ事業を通じて」という枕詞があれば、というふうには思います。

原科委員長 「さらにはジェットロ事業を通じて現地の企業・民間団体、公的機関へ提供すること……」とすればいいですか。

松本委員 その方が横並びになるんじゃないでしょうか。

長島調査企画課長 途上国の企業や民間団体、あるいは公的機関への情報提供という単体のジェットロ事業というのはなかなか頭に浮かばないところがありまして、職員の立場になると、やはりちょっと並列じゃないような形の方がわかりやすい。御指摘のあったGAPのような形では、もしかしたら日本企業のみならず、使えるものについては英文にしるとか、こういうような表現で濃淡つけられますので、文章上分りやすい形にしておいた方が後々長続きするような気がします。

原科委員長 そうすると、今の田中委員のご提案で、「現地の企業・民間団体、公的機関へ提供することを試み、これら企業・機関の……」そんな表現はいかがでしょうか。

田中委員 我が国企業、それから、開発途上国の進出日系企業に、要するに、これらの情報を提供しということで一度区切って、さらには、そういった公的機関へ今後提供することを試みると、2段階にしたらどうかと思いますが。

原科委員長 さっき、「進出日系企業に提供する」という文章が決まりましたから、これは切り分けるに決まっているんです。「可能であれば」という表現は削除した方がいいとおっしゃったので後半部分の修正ですので、前半はおっしゃるとおり切っています。

石井企画部長 「試み」という表現がいいかどうか。

原科委員長 どうぞ。

中村産業技術課長（オブザーバー） 一気に解決したいんですが、ここに全部インバウンド・アウトバウンドを読み込んだシンプルな文章にしてはいかがでしょうか。ちょっと具体的に言いますと、「ジェットロは環境社会配慮に関する情報、すなわち我が国を含む各国の法令、国際規範、そして各種の実践事例等に関する情報を収集・蓄積し、これを国内外企業に提供することによりCSR活動、環境社会配慮を支援する。また、国内外企業から貿易投資に関する相談を受けた場合、制度情報の提供にとどまらず地域の企業市民として受けられるよう、環境社会配慮として助言も行う」ということになれば、両方一気に読めていいんじゃないですか。

てにをはが云々とか、すなわちとか、あるいはとか、そういう問題じゃなくして、両方やるんだと。これでよろしいと思うんですが。それは、普段高梨委員がおっしゃったように、私らも普段国内外の事務所の仕事でこれをやっていますよね。今のままやっていることを今の私が言った文章、日本語にただけのことだと思うので、全くやっていることをそのまま言っているだけなんです、それでよろしいのではないのでしょうか。

長島調査企画課長 今回の大きな違いは、聞かれたら答える、これはやっています。だから、それでよければそれでいいんでしょうけれども、多分、ここの流れから言うともう少し積極的に情報を集めなさいということなので。そうであれば、まずは一義的には日本企業を頭に置いて、そこを重視していくというような調査活動をしていくと。この流れからいうとそういうことで、議論の結果こうなっているんでしょから、そういうふうを書くのであれば書いた方がいいんじゃないかと。聞かれたら答える、それは当然やります。

ただ、日本企業の方と海外の方と同じレベルで情報提供するということは非常に難しいというか、はっきり言って不可能だと。かつ、関心の置き所、あるいはジェットロとしてやらなきゃいけないところの軽重を考慮するのであれば、まさにクライアントとして頭に置くのは日本企業の方でもいいし、進出日系企業の方を頭に置きながら、その人に対して情報提供するための情報収集、調査をどうするかということをもまず考えていかなければならないだろうと思います。

原科委員長 まず、「進出日系企業に提供する」ということをまずきちんと書いて、「さらには」というところで、「可能であれば」という表現はない方がいいとおっしゃったんですけども、どうですか。

事務局（藤崎） ご提案ですけれども、かなりいろいろな意見が出ておりますので、バージョンを幾つか違った形で作りまして、それで、メールでやりとりをしてやった方がいいんじゃないかと思います。

原科委員長 次回、第 部に進みたいと思いますので、第 部に関しては、こういうことで、メールでちょっと案を出していただいて、それでやりとりしましょう。

松本委員 今おっしゃったように「国内外」とびしっと書けるのであれば、私はそれが一番すっきりしていいと思います。

高梨委員 現場で見ていると、日本企業さんの環境配慮はどちらかというとみんなが一生懸命やっておられるんですね。問題は現地企業が十分やっていないところで、まさにこれはジェットロさんが商工会議所に行っているぐらいで、何々組合の人はやらないということで指導されているんだと、私ども現場で見ているので、まさに今みたいなお話になればいいと思います。

長島調査企画課長 そうなるとちょっと難しく、やはりそこはJICAの専門家による技術協力のパートだと基本的には我々考えているんですね。クライアントが現地企業ということであれば。進出している日系企業の方には情報提供するのはジェットロ、いわゆるビジネス上のジェットロの役割だと思います。現地、例えば中国企業に対する指導あるいは情報提供になると、ここはジェットロの土俵というよりも、JICAさん等にお任せした方がいいんだろうし、例えば中国で言えば、最近中国でグリーン調達という法令が出ていますので、その法令の中身についてジェットロがきちっと分析をして、我が国企業、あるいは進出日系企業の方に提供する。同じパブリックセクターの役割分担上、その役割をジェットロが負っているのではなかろうかと。ですから、クライアントというか、日本企業、あるいは進出日系企業を重視したような書き方にさせていただいた方がジェットロの役割が十分果たせるかと思います。

原科委員長 「可能であれば」というニュアンスですよ。

長島調査企画課長 私としては英文の表記の問題はあるんですけども、日本、職員に対してこれがインストラクションペーパーなのであれば、「可能であれば」といった表現の方がよりわかりやすく、業務の軽重がつけやすいと。ひいてはジェットロのやらなきゃいけない分野に重点を置いてやれるんじゃないかと思います。

事務局（藤崎） 「可能であれば」となると、排除しちゃうようなニュアンスもあるので、「可能な限り」とか、言葉……

原科委員長 「努める」でもいいのかな。「試みる」よりは「努める」。

山田総務部長 可能じゃないことはやらないんですよ。

柳田貿易開発部長 私も調査企画課長の考えと同じなんですけれども、やはりジェットロは日本の政府の機関であって、国際機関ではないんですね。したがって、ジェットロのミッションというものを考えた場合、やはり日本企業があくまで対象であって、日本企業が海外で活動する場合にアドバイスをする。これは、ビジネスのアドバイスだけではなくて、今のこのご時世ではこういったCSRなり、あるいは環境社会配慮をきちっとやっていくことが重要なんだということをいう立場にある。これがミッションでありオブリゲーションだと思うんですね。したがって、私はザッツオールだと思うんですけども、あえてさらに一歩踏み込んで現地企業にもということであれば、かなりその表現は弱くしないと、現実問題としてジェットロがやる範囲ではないんじゃないかという気はします。あるいはできないというか。

原科委員長 その辺、ちょっと難しいですね。どうなんですかね。

永田輸入促進・農水産部長 ポイントというか、問題点が3つあって、1つは、内外、アウ

トかインか。それから、もう一つは、先ほど申し上げました開発途上国に限定なのか、先進国、総じて世界なのかということと、それから、3点目は、これも申し上げましたけれども、いわゆる限定的な環境問題対応策の問題なんかは、多分、これまでの委員会の議論としては、もう少し広い意味での企業責任であり、現地貢献でありという意味でのCSRの問題が出てきた。となると、これもやはり開発途上国の問題だけではないなと。あとそこでどう線引きをするかということになると、我々の事業量のウエイトからしても、それから、先ほど柳田部長が言われたうちのミッションに照らしてみても、あくまでも開発途上国の進出日系企業、これがキーワードになるんだと思うんです。

となると、先ほど修正文を入れていただいた、いわゆる一旦その情報提供する、そして、とりわけ開発途上国の進出日系企業、「さらには」、この「さらには」以降には、現地の公的機関・企業も含まれてくるわけですから、それで全部読み取れるという気がするんですけども、いかがでしょうか。かつ、規範については、各国の法令国際規範ということで、必ずしも「除く日本」とはなっておりませんから。

長島対日投資課長 ただ、インバウンドの事業について言うと、今度(1)に書いてある後半の部分、相談を受けた場合はもちろん対応しますけれども、前半の部分に書いてあるように、環境社会配慮に対する情報を我々が常に積極的に集めて準備しているとか、そういうことはありませんので、ちょっと内外に無差別でかける話ではないんじゃないかなと思います。

中村産業技術課長(オブザーバー) もともと私1回目から出させていただいています、インバウンド、アウトバウンド、両方必要ですねというのはもう結論なんじゃないんですか。そこで今さらインバウンドは外す議論というのはおかしいと思います。何回もワーキンググループでも、インバウンド、アウトバウンドの話をしました、これはこの委員会のコンセンサスのはずではないでしょうか。

長島対日投資課長 インバウンドとアウトバウンドかける貿易か投資かで整理をしたんですよ。この表になっているわけですよ。そういう意味では、インバウンドとアウトバウンド、貿易と投資、対応の仕方というのはイコールじゃないわけですよ。

中村産業技術課長(オブザーバー) ここは投資だけに限って書くところではないのじゃないんですか。(1)というのは投資だけに限っているわけですか。

原科委員長 そんなことない。

石井企画部長 だから、今のお話では、インバウンドもアウトバウンドもカバーするならば当然ということで、だけれども、そこにおのずから並列ということではなくて、どうい

ふうにめりはりをつけるかというつけ方の問題だと思います。

長島調査企画課長 この表でいうとアウトバウンドの方になるんですけども、まさしく全部我が国企業というワードが書いてある、アウトバウンド。ですから、最大のクライアントと我々の焦点というか、情報提供先というのは我が国企業というのがまずあって、それでジェットロはそこを中心というか、その業務を担っているという認識のもとでやっております。

したがって、我が国企業以外の企業の方には、それは活用できるものは活用しましょうと、これはいいと思うんです。

原科委員長 関連する企業にもサポートできれば、その方が、結局我が国企業にとってもメリットがあるということですね。そういうことがあれば、やるということですね。

松本委員 この表自体は、国際的な枠組みだから、当然アウトバウンドに重きがあったり、貿易に重きがあって、対日投資の促進のところには がほとんどないんですが、それは、前提として日本の制度があるんですね。国際的な枠組みではないから、この表示の がないだけであって。ですから、その前提はどこかに書き込まれる必要はあるんだろうなというふうには思います。日本に来る企業が日本の法令を守るのは当たり前だけれども、もしそこにジェットロが何らかの役割があるのであれば、そのことはとりあえず今までたくさん議論をしてきましたけれども、書いておくことはいいのかなと。

原科委員長 時間が10分以上過ぎました。予定時間をオーバーしておりますので、そろそろ今日はというか、第 部は終わりにしなきゃいけないんですけども、議論がもう少し必要でしょうか。(2)、(3)等で。2番、3番のところは、大体これでよろしいですか。

事務局(藤崎) まず、3の(1)のところ、先ほど申しあげましたとおり、ちょっと内部でいろいろと意見の食い違いが表面化しておりますので、幾つか案をつくってみまして、それで、どれだったら落ち着くかちょっと検討させてください。(1)についてはそういうことです。

原科委員長 (2)、(3)はいかがでしょうか。

どうぞ、満田委員。

満田委員 やはり同じコメントで申しわけないんですが、(3)について、「日常的な企業との接触を通じ」と書いてあるんですが、もうちょっと幅広に「ジェットロ業務を通じて」みたいな文言にされたらいかがでしょうか。

原科委員長 これはジェットロ業務ですね。

ほか、ございますでしょうか。

どうぞ、田中委員。

田中委員 幾つかの代案をお書きになるということなのですが、先ほどの「現地の企業・民間団体、公的機関へ提供」というのは、実は一つ大事な点がありまして、先ほど高梨委員もおっしゃったんですけれども、私も以前、フィリピンのカビテの輸出加工区に行きましたときに、現地の日系企業の方が排水処理施設を見たときに、余り日本と現地の差があり過ぎて、非常に問題があると、そういうこともございましたので、これは、現地の企業に対して共同の排水処理施設を輸出加工区で日本の企業も入ったところでどうするかというのは、本当に実務的な話になったときに、その情報提供というのは非常に重要なものがあるということやはり考えた上で代案をおつくりになったらいかがかというふうに思います。

原科委員長 今の議論を受けまして、表現を一つ考えました。申し上げますが、「可能であれば」というのはちょっと消極的な印象があるとすれば、「さらには現地の企業・民間団体、公的機関へ提供することを通じ、」この文章はそのままになりますけれども、最後の部分を変えて、「これら企業・機関のCSR活動、環境社会配慮の支援に努める」とか、「支援に努める」はどうでしょうか。「努める」という表現にしたら積極的な印象になります。ただ、義務ではない。努力義務ですからね。どうでしょう、調査企画課長。

長島調査企画課長 英語で言うとトライということになるんでしょうけれども、今のご指摘のところでは、これは当然日本企業に絡んでいるものですから、今のご指摘は多分輸出加工区、日本企業との絡みの中で現地企業に対しての情報提供、これはジェット口のいわゆる進出日系企業支援、業務の発圈内だと思います。そういうようなこと以外について、例えば中国の食品の安全性の問題が今あります。ジェット口の業としては、その正確な情報を集める、あるいは海外、中国以外の国、日本以外の国がどういうふうな対応をとっているかの情報を集めるというのがジェット口の使命であり、中国の食品の安全性を高めるにはどうしたらいいか、現地企業に対してのフィードバックというのはちょっと範囲外なようなところもあります。ですから、私が言わんとしたいことはそういうところにありますので、表現は委員長がおっしゃられたとおりで、「努める」というような表現であれば、英語の表記をするということであれば、もしかしたらトライトゥというような表現にしておいた方がいいかもしれないなとは思っております。あとは委員長に。

原科委員長 では、ほかはどうでしょう。そろそろこの辺で今日は切り上げたいと思いますけれども、もしご意見があれば。どうでしょう。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 1点だけ、戻りますけれども、情報公開のところ、先ほど「積極的に情報を公開する」というふうになったということで、若干現地で報告書をまとめる立場で考えると、JICA、JBICと違って、ある意味で国際約束が形で情報を集めてくるわけですがけれども、それを公開するという点についてはジェトロさんの方では問題に……

事務局（藤崎） 案件形成調査とは違いますので。これはCSRです。

高梨委員 必ずしもこれは案件形成調査の方にはならない。

原科委員長 では、よろしいでしょうか。今日のところはこれでよろしいでしょうか。

それでは、そういうことで、随分意見をいただきましたので、また文章を直していただきます。

そうすると、段取りとしましては、次回が26日ですので、残り時間がありませんので、至急これは対応しないといけないと思います。そこで、では早速お直しいただいて、あしたかあさってでもメールか何かで回していただいて、確認しましょう。それで、26日は予定どおり第 部の議論をします。これに関しては、レスポンスを、メールでやりとりした上で少し議論しましょう。第 部、またよろしくお願ひします。ということで、いいですか。よろしいですか。

それでは、今日はこの辺で終了いたします。

午後6時20分閉会